

# 第2期

# 野木町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

《令和4年度～令和8年度》

支えあい ともに生きる  
笑顔あふれるまちづくり



令和4年3月

野木町・野木町社会福祉協議会



## はじめに

急速に進む少子高齢化や人口減少が進む中、世帯構成の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化等、地域を取り巻く課題が顕在しています。高齢者の方、子育て世代、障がいのある方、生活に困窮している方などが抱えられているニーズは様々であり、その内容は複雑化、複合化してきています。さらに、近年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式の実施のため、人との接触や行動が制限され、日常生活に多大な影響を及ぼしています。



このたび、第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」に掲げる基本目標の1つである「支え合い、心ふれあうやさしいまち」を目指して、これまでの地域福祉計画・地域福祉活動計画の考え方を継承しながら、新たな諸課題に取り組むため「第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

地域の方や様々な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていける地域共生社会を実現できるよう、重層的支援体制等の充実を図りながら、「支えあいとともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、野木町の地域福祉を推進するための町民意識調査や区長ヒアリングにご協力いただきました多くの皆さま、貴重なご意見やご提言を賜りました野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員及び関係機関の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

野木町長 真瀬 宏子



## はじめに

近年、少子高齢化の急速な進展に伴い、単身世帯の増加や核家族化、生活様式の多様化等を背景に、地域社会が大きく変容しています。また、ひきこもりや自殺、認知症の問題、児童や高齢者の虐待、地域からの孤立、生活困窮者の増加など、新たな課題が表面化しつつ、地域では町民一人ひとりの福祉ニーズが複合的かつ顕在化しています。



このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいをもって生活を送るためには、制度や分野ごとの関係を超えて、多機関協働による総合的な相談支援体制の構築が求められています。また、地域課題を住民が身近な圏域で「我が事」としてとらえ、「丸ごと」と受け止める、「地域共生社会」の実現へ向けての取り組みが進められています。

こうした背景の中、本計画は、地域福祉にかかわる野木町の指針と施策を示した「地域福祉計画」と具体的な活動計画を示した「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域共生社会の実現に向け、より実効性の高い計画と位置づけております。

また、本計画では、「支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、「支えあう育む人づくり」「地域の絆づくり」「みんなでつくる安全・安心のまちづくり」「地域福祉の仕組みづくり」の4つの基本目標のもと、施策や事業の取り組みを進め、地域福祉の推進を図ってまいりますので、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様、町民意識調査で貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様、そして、貴重なご意見をお寄せいただきましたすべての皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人野木町社会福祉協議会  
会長 知久 善一



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 地域福祉とは .....	4
3 計画の位置づけ .....	7
4 計画の期間 .....	10
5 計画の策定体制 .....	10
<b>第2章 野木町の地域福祉を取り巻く現状</b> .....	13
1 人口動態と世帯の状況 .....	15
2 子ども・高齢者・障がい者の状況.....	21
3 地域の現状 .....	25
4 アンケート調査結果からみえる現状.....	28
5 区長ヒアリングからみえる現状.....	39
<b>第3章 計画の方向性</b> .....	41
1 基本理念 .....	43
2 基本目標 .....	45
3 施策体系 .....	47
<b>第4章 施策の展開</b> .....	49
基本目標1 支えあう心を育む人づくり.....	51
基本施策1 福祉教育の推進.....	51
基本施策2 地域福祉を推進する担い手の育成.....	53
基本施策3 地域活動と参加の促進.....	55
基本目標2 地域の絆づくり .....	57
基本施策1 顔の見える関係づくり.....	57
基本施策2 身近な地域交流の場の充実.....	59
基本施策3 多様な主体によるつながりづくり.....	61
基本目標3 みんなでつくる安全・安心のまちづくり.....	63
基本施策1 災害時・緊急時の支援体制の強化.....	63
基本施策2 日常生活における見守り体制の充実.....	65
基本施策3 様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり.....	68
基本施策4 権利擁護の推進.....	71
基本目標4 地域福祉の仕組みづくり.....	75
基本施策1 重層的支援体制の充実.....	75
基本施策2 福祉に関する情報提供.....	80
基本施策3 生活支援体制の充実.....	82
<b>第5章 計画の推進にあたって</b> .....	85
1 計画の推進体制 .....	87
2 計画の進行管理 .....	88
<b>資料</b> .....	89
1 策定経過 .....	91
2 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	92
3 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	93
4 用語解説 .....	94







# 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化・人口減少の進行とともに、ライフスタイルや価値観の多様化等を背景として、家庭での扶養機能や地域での相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障がい者に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり状態の長期化等による8050問題や介護と育児を同時に担うダブルケアの問題等、複合的な課題が顕在化しています。また、防災・減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少し、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化が危惧されています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

また、SDGs達成のための国の取組も進められており、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

そのような中で、地域の絆はますます重要であり、地域でのコミュニティ活動を通じ、日頃から顔の見える関係づくりを継続して行うことが大切です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスだけでなく、地域住民主体の地域福祉活動、地域、専門職、行政が垣根を越えて連携していくことが求められています。

### (2) 計画策定の経緯・趣旨

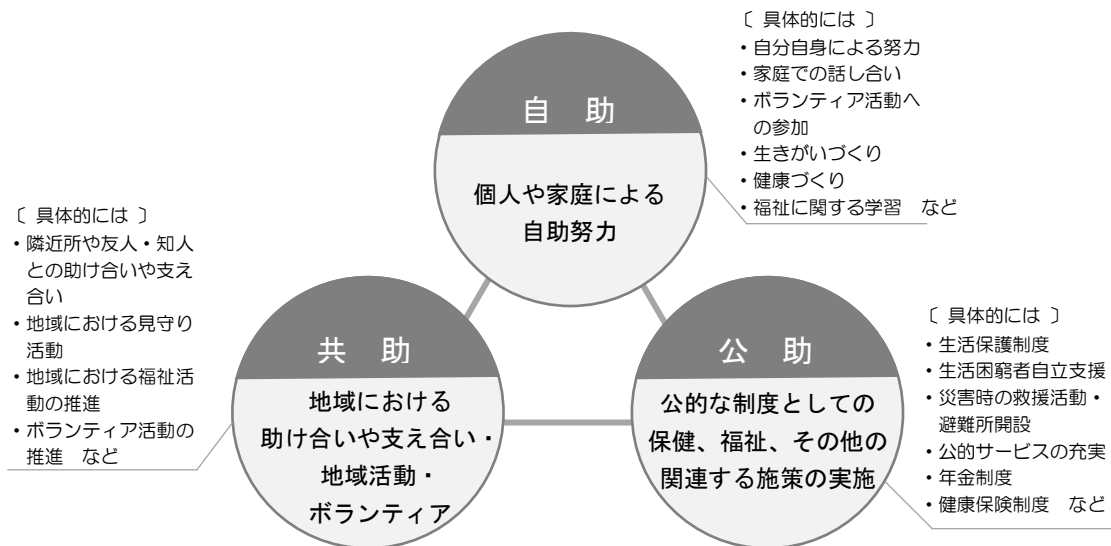
本町では、平成29年3月に「野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（平成29年度～令和3年度）を策定し、「地域福祉計画」と互いに補完・補強し合う関係にある「地域福祉活動計画」と一体的に計画を推進してきました。

「第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」と表記します。）においても、第1期計画における取組評価や近年の社会情勢を踏まえ、基本理念である「支えあいとともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を継承し、地域福祉のより一層の推進を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の支え合い、助け合いによる「地域共生社会」の実現を目指し、それぞれの地域性や特徴を生かした、地域独自の取り組みを示した計画を策定します。

## 2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図っていくことが規定されています（法第4条第2項）。生活課題や地域課題の解決に向けて、自助、共助、公助の考えに基づいて、町民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取組をしていくことが必要とされています。



国では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。



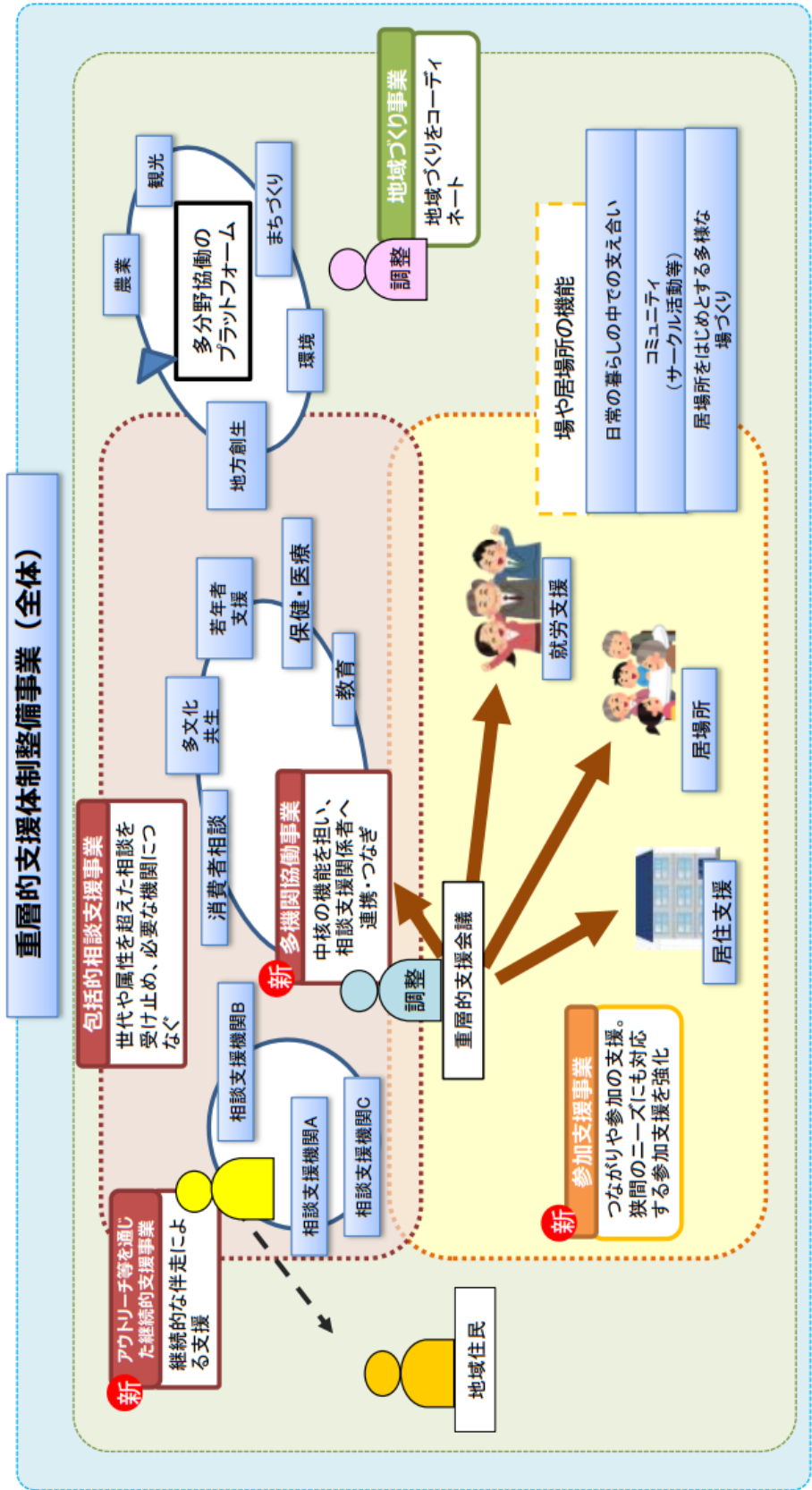
資料：厚生労働省

その一環として、令和2年6月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正されました。

改正社会福祉法では、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備が推進されています。

## 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につなぐことが難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じて**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料：厚生労働省

## 3 計画の位置づけ

### (1) 法令上の位置付け

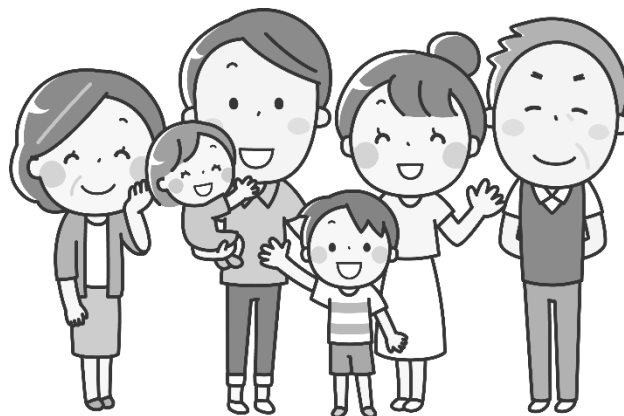
地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

「地域福祉活動計画」は、法第109条の規定に基づき、地域福祉を推進するための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

### (2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、以下の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。（法第107条）

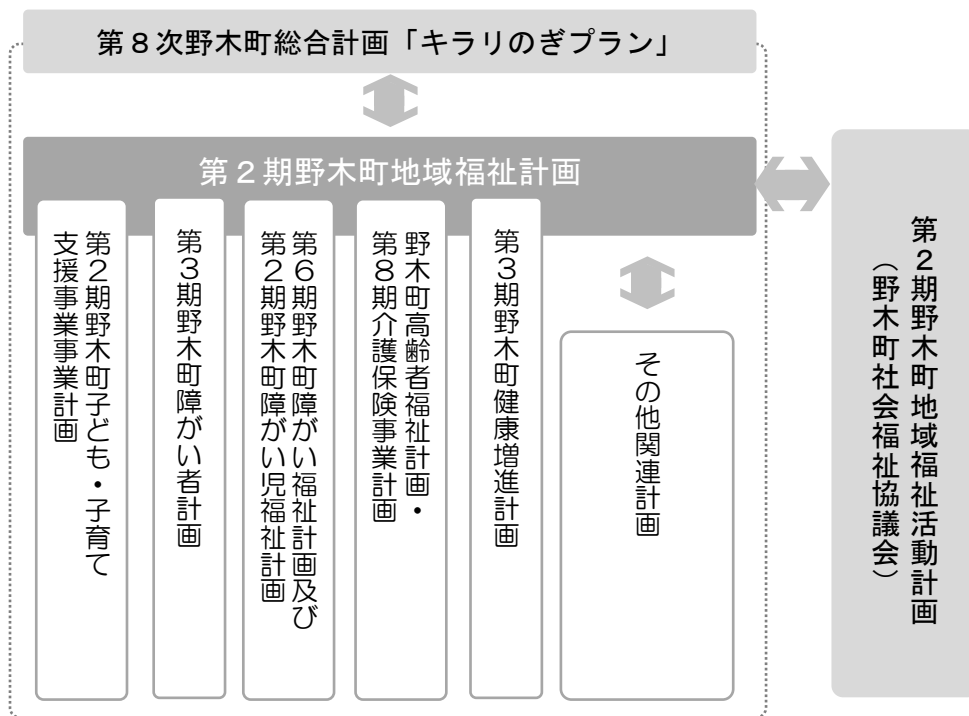
- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



### (3) 町の他計画との関係性

本計画は、本町の最上位計画である第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」との整合を保ちながら策定しています。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者や障がい者、子どもなど、福祉分野での個別計画の上位計画に位置づけるとともに、男女共同参画、防災、まちづくりなど、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

[ 位置づけ図 ]



### (4) 成年後見利用促進基本計画としての一体的な策定

認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を社会全体で支え合うことが、地域共生社会の実現に資するものであることから、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちの権利擁護を支援する必要があります。

国においては、成年後見制度の利用促進に係る国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が、平成28年5月に施行され、市町村においても国の基本計画を踏まえた成年後見制度利用促進基本計画の策定に努めることが規定されています。

「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、本計画に成年後見制度利用促進基本計画(計画期間：令和4年度から令和8年度)を位置づけます。



## (5) 再犯防止推進法施行（再犯防止推進計画）

検挙人員に占める再犯者の割合は一貫して上昇し続けていることを踏まえて、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、同月に施行されました。

再犯防止推進法に規定する「地方再犯防止推進計画」において、各部署の施策についての具体的な実施内容を明確にすることで、自立更生者が地域社会で孤立しないための施策を効果的に推進することが求められています。

「再犯防止推進法」を踏まえ、本計画に再犯防止推進計画（計画期間：令和4年度から令和8年度）を位置づけます。

## (6) 地域福祉に求められる新たな視点「SDGs」との関係

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに達成するために掲げた国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための目標とのターゲットから構成されています。このSDGsを達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、町民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)
第8次 野木町 総合計画	基本構想 (H28~R7)									
	前期基本計画 (H28~R2)				後期基本計画 (R3~R7)					
	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (H29~R3)					第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (R4~R8)				
野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (H29~R3)					第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (R4~R8)				

## 5 計画の策定体制

### (1) 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会による協議

本計画を策定するにあたり、「野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

### (2) 町民等のニーズの把握

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、町民を対象に「野木町の地域福祉を推進するための町民意識調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

#### ■実施概要

調査対象者	野木町在住の20歳以上の町民
抽出方法	住民基本台帳により、居住地区・年代・性別を考慮した無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和2年12月1日(火)～令和3年1月12日(火)
回収結果	有効回収数：837人 有効回収率：41.9%

また、区長ヒアリング等を通じて、様々な意見をいただきました。

### (3) 計画の評価・検証

担当課による事業報告及び実績値の把握により進捗状況を管理していきます。

計画に位置づけられる取り組みについては、担当部局による計画事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

### (4) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

#### ■実施概要

募集期間	令和4年1月13日(木)～令和4年2月14日(月)
閲覧方法	町民生活部健康福祉課または町ホームページ
提出方法	提出先 〒329-0195 野木町大字丸林571 町民生活部 健康福祉課 社会福祉係 宛 FAX (57) 4193 メール kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp 書面による窓口受理または郵送・FAX・Eメール





## 野木町の地域福祉を取り巻く現状



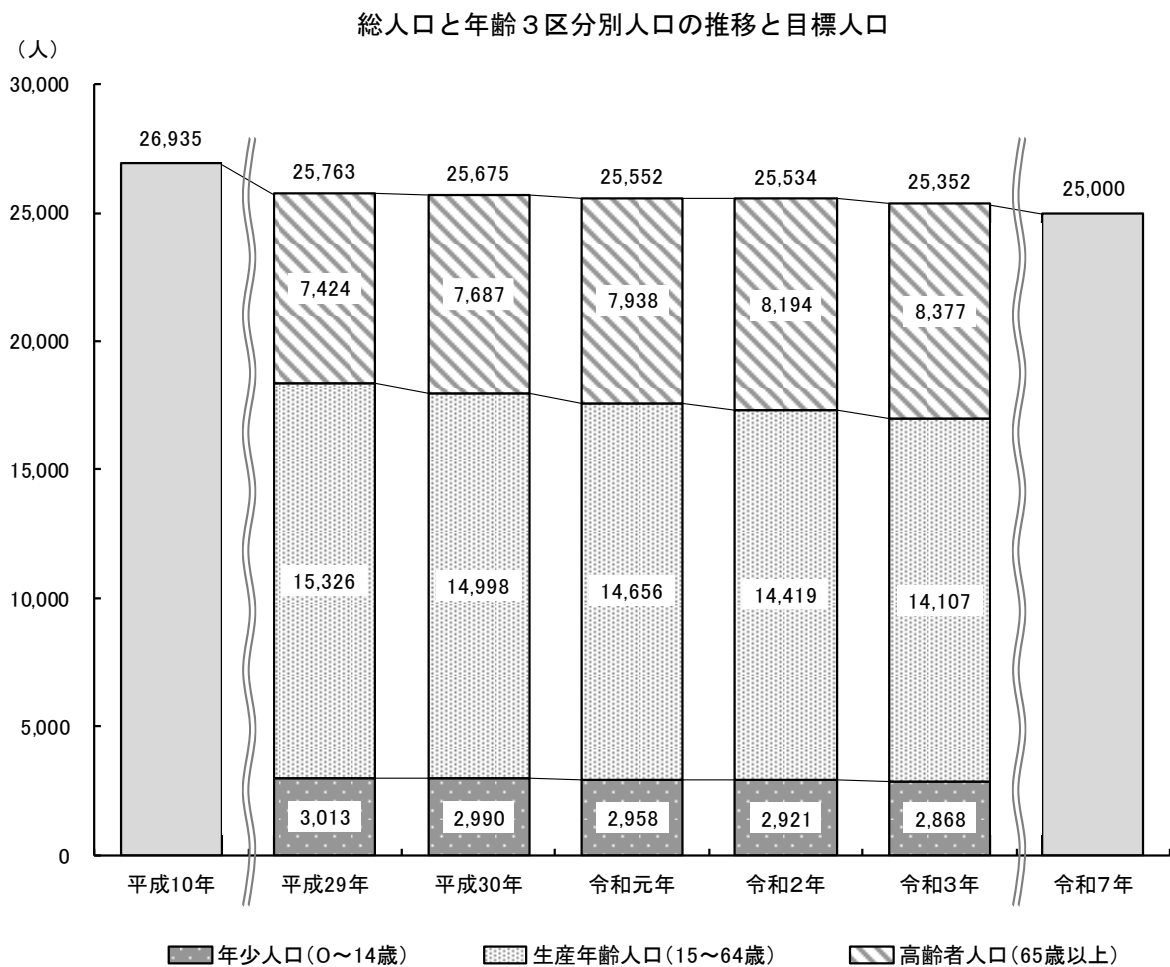
# 1 人口動態と世帯の状況

## (1) 人口の推移

### ① 総人口と年齢3区分別人口

本町の人口推移をみると、平成10年がピークとなっており、その後は減少し、令和3年で25,352人となっています。

また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）、令和7年は第8次野木町総合計画の目標人口

## ② 地区別 総人口

地区別の総人口をみると、新橋区、野木区、中谷区、若林区、川田区は減少傾向にあります。一方、松原区、丸林東区の人口は増加傾向にあり、地区ごとに差がみられます。

地区別総人口の推移

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
町全体	25,763	25,675	25,552	25,534	25,352
友沼区	1,445	1,415	1,399	1,401	1,383
松原区	2,968	2,958	2,961	3,078	3,119
新橋区	4,471	4,414	4,387	4,314	4,247
野木区	1,549	1,545	1,521	1,497	1,478
野渡区	1,242	1,243	1,236	1,235	1,203
南赤塚区	1,944	2,018	1,984	1,954	1,941
中谷区	337	330	314	313	310
丸林東区	4,627	4,608	4,641	4,668	4,671
丸林西区	3,181	3,187	3,183	3,171	3,125
潤島区	1,873	1,881	1,849	1,847	1,872
若林区	638	620	608	597	575
佐川野区	917	894	909	905	884
川田区	571	562	560	554	544

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）



## (2) 人口構成の推移

### ① 年齢3区分別 人口構成

本町の年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は令和3年で33.0%となっており、平成29年から4.2ポイント増加しています。

また全地区、過去5年で高齢化率が高くなっており、新橋区では令和3年で44.7%と、平成29年から10.7ポイント増加しています。

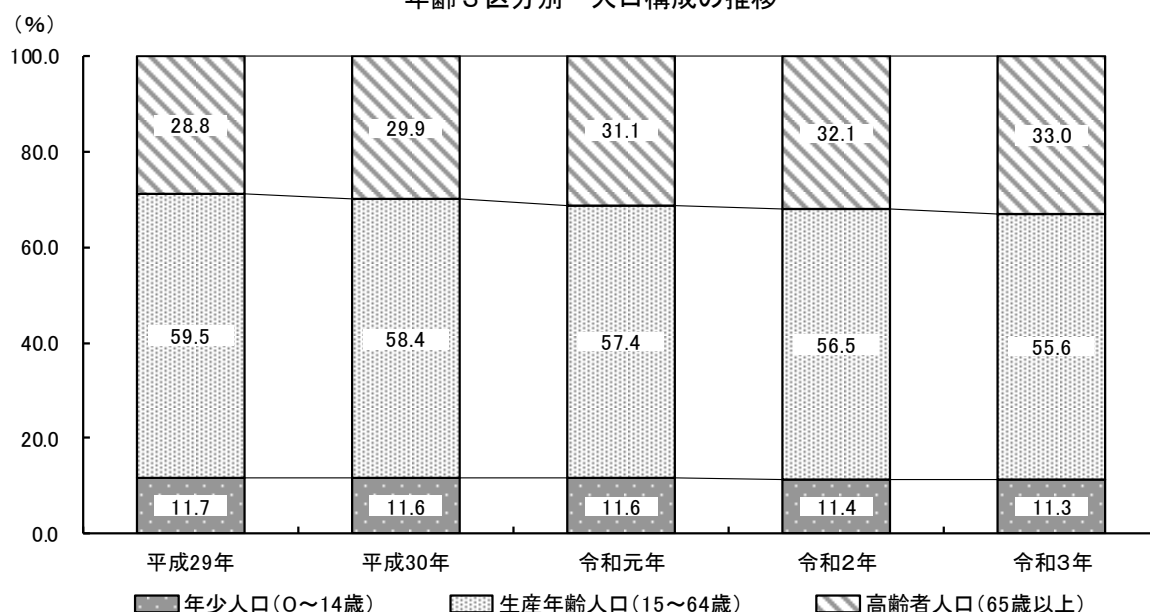
地区別高齢化率の推移

単位：%

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
町全体	28.8	29.9	31.1	32.1	33.0
友沼区	28.4	29.0	30.7	31.3	33.0
松原区	27.2	28.1	29.0	28.8	29.3
新橋区	34.0	36.9	39.5	42.3	44.7
野木区	31.2	32.7	33.7	35.1	36.3
野渡区	28.7	30.6	30.5	31.0	32.8
南赤塚区	30.7	30.9	31.8	33.3	33.3
中谷区	33.2	33.9	35.7	37.4	38.7
丸林東区	23.0	23.4	24.0	24.5	25.1
丸林西区	25.5	26.1	26.4	27.2	27.8
潤島区	29.4	30.3	31.4	31.7	31.1
若林区	32.9	33.9	34.4	36.0	38.1
佐川野区	36.0	36.6	40.4	41.4	43.0
川田区	30.1	31.1	31.4	33.4	34.6

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

年齢3区分別 人口構成の推移



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

### (3) 世帯数の推移

#### ① 世帯数

本町の世帯数は年々増加していますが、1世帯当たり人員は減少しており、核家族化や独居高齢者が増加していることなどが考えられます。

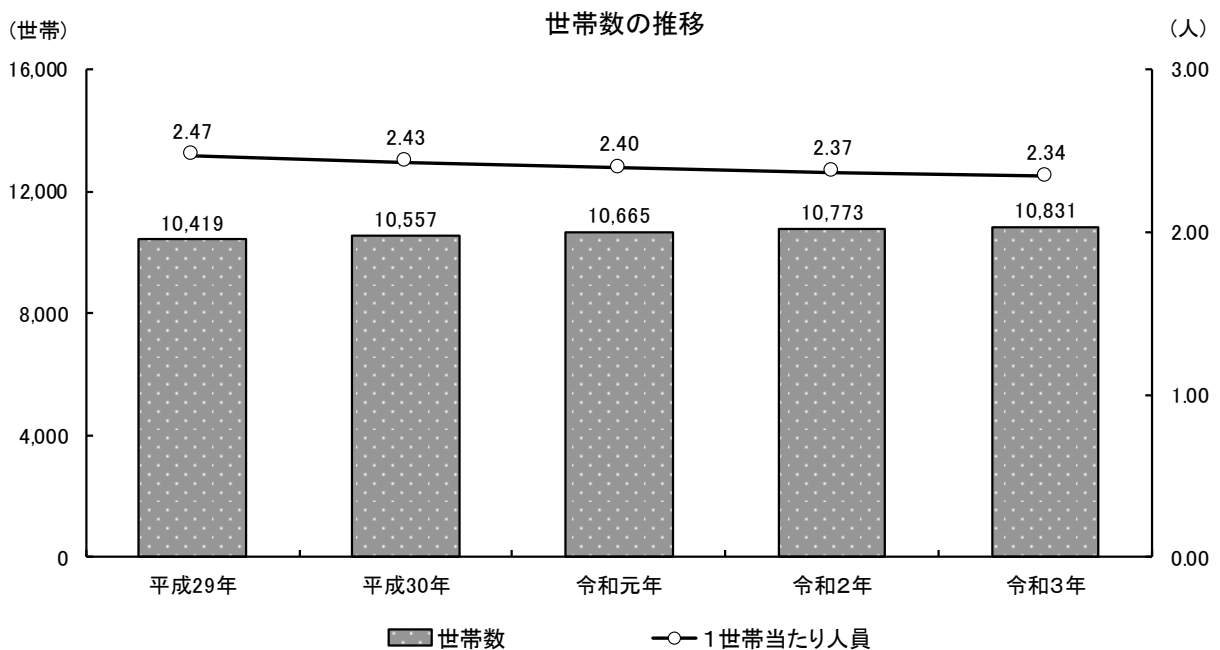
地区別の1世帯当たり人員の推移をみると、令和3年では川田区が一番多い2.85人となっていますが、丸林西区では2.17人と町全体の数値を大きく下回っています。

地区別1世帯当たり人員の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
町全体	2.47	2.43	2.40	2.37	2.34
友沼区	2.78	2.74	2.71	2.65	2.57
松原区	2.45	2.41	2.37	2.34	2.29
新橋区	2.48	2.46	2.42	2.40	2.37
野木区	2.67	2.58	2.55	2.52	2.51
野渡区	2.59	2.53	2.53	2.50	2.45
南赤塚区	2.39	2.32	2.33	2.39	2.38
中谷区	2.91	2.82	2.75	2.77	2.77
丸林東区	2.38	2.35	2.31	2.28	2.26
丸林西区	2.24	2.23	2.20	2.17	2.17
潤島区	2.53	2.49	2.47	2.43	2.41
若林区	2.48	2.43	2.37	2.32	2.25
佐川野区	2.64	2.55	2.31	2.28	2.22
川田区	3.10	3.02	3.01	2.93	2.85

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

## (4) 国、県との比較（国勢調査）

## ① 年齢3区分別人口構成比の推移

本町の年少人口と高齢者人口は平成27年に比べ、増加しています。また、町の高齢者人口の割合は、平成27年から令和2年にかけて増加しており、令和2年の国と県の数値よりも高くなっています。

年齢3区分別人口構成比の推移

単位：上段 人、下段 %

区分	野木町		栃木県	国
	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
年少人口（0～14歳）	2,831	2,908	227,553	14,955,692
	12.0	11.7	12.0	12.1
生産年齢人口（16～64歳）	15,414	13,897	1,115,611	72,922,764
	61.3	55.8	58.8	59.2
高齢者人口（65歳～）	6,730	8,095	554,381	35,335,805
	26.8	32.5	29.2	28.7
年齢不詳	135	13	35,601	2,931,838
総人口	25,292	24,913	1,933,146	126,146,099

資料：国勢調査

## ② 一般世帯の構成の推移

本町の核家族世帯数は、平成27年から令和2年にかけて微増しており、令和2年の国と県の数値よりも高くなっています。核家族の内訳をみると、夫婦のみの世帯とひとり親と子どもの世帯が増加しており、夫婦と子どもの世帯は減少しています。

一般世帯の構成

単位：%

区分	野木町		栃木県	国
	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
核家族世帯	64.7	64.8	55.3	54.1
夫婦のみ	24.0	25.2	19.9	20.0
夫婦と子ども	32.2	30.2	26.1	25.0
ひとり親と子ども	8.5	9.4	9.2	9.0
その他の親族世帯	12.2	9.5	10.6	6.8
非親族および単独世帯およびその他	23.0	25.6	34.0	39.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

※不詳は非親族および単独世帯およびその他に含む

資料：国勢調査

### ③ 高齢者世帯の構成の推移

本町の高齢者がいる世帯数は、平成27年から令和2年にかけて微増しており、令和2年の国と県の数値よりも高くなっています。高齢者世帯の内訳をみると、単身世帯と夫婦とも65歳以上の世帯の割合は増加しています。

高齢者世帯の構成

単位：世帯、%

区分	野木町				栃木県	国
	平成27年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	構成比	構成比
一般世帯数	9,517	100.0	9,822	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる一般世帯数	4,434	46.6	4,558	46.4	38.1	36.4
高齢者単身世帯数	789	8.3	1,056	10.8	10.7	12.1
夫婦とも65歳以上世帯数	1,047	11.0	1,468	14.9	10.3	10.5

資料：国勢調査

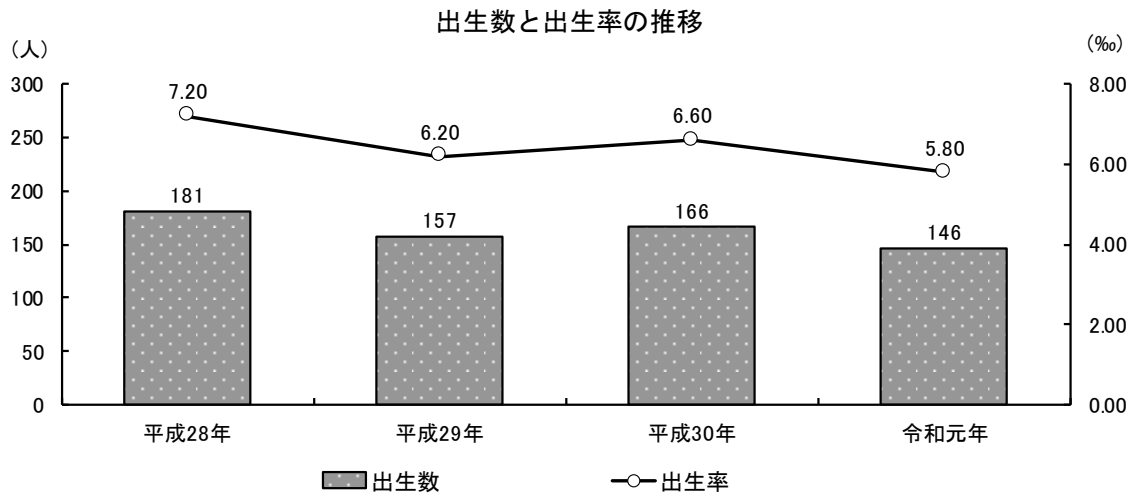


## 2 子ども・高齢者・障がい者の状況

### (1) 子どもの状況

#### ① 出生数及び出生率※

本町の出生数は、過去4年で増減を繰り返し、令和元年で146人となっています。また出生率は平成28年から1.4ポイント減少し、令和元年で5.80%となっています。

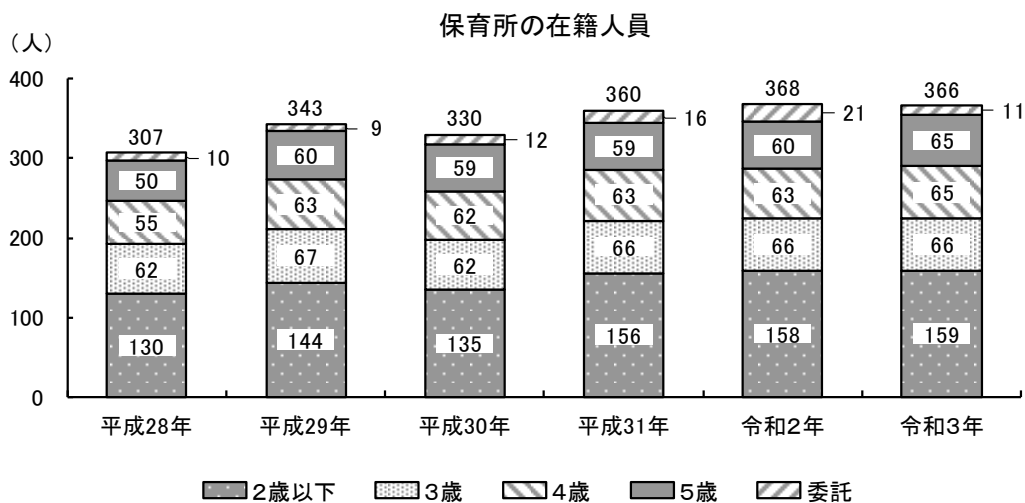


※出生率…人口1,000人あたりにおける出生数のこと

資料：栃木県健康増進課「栃木県保健統計年報」

#### ② 保育所の状況

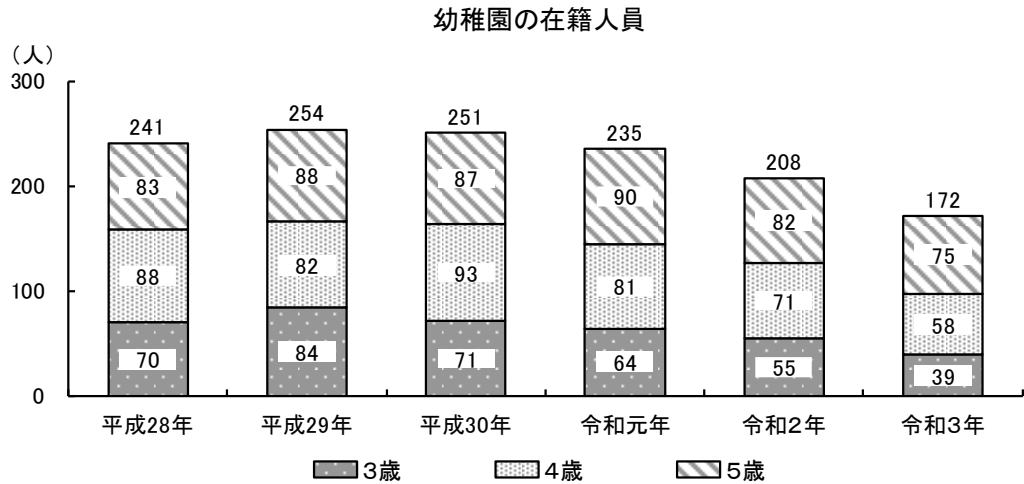
本町の保育所の各年齢の在籍人員は増加傾向にあり、令和3年で366人となっています。



資料：こども教育課（各年4月1日現在）

### ③ 幼稚園の状況

本町の幼稚園の在籍人員は減少傾向にあり、令和3年で172人となっています。特に3歳児は平成28年と比べ、約4割減少し、令和3年で39人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

#### 【参考値】 幼保連携型認定こども園

単位：人

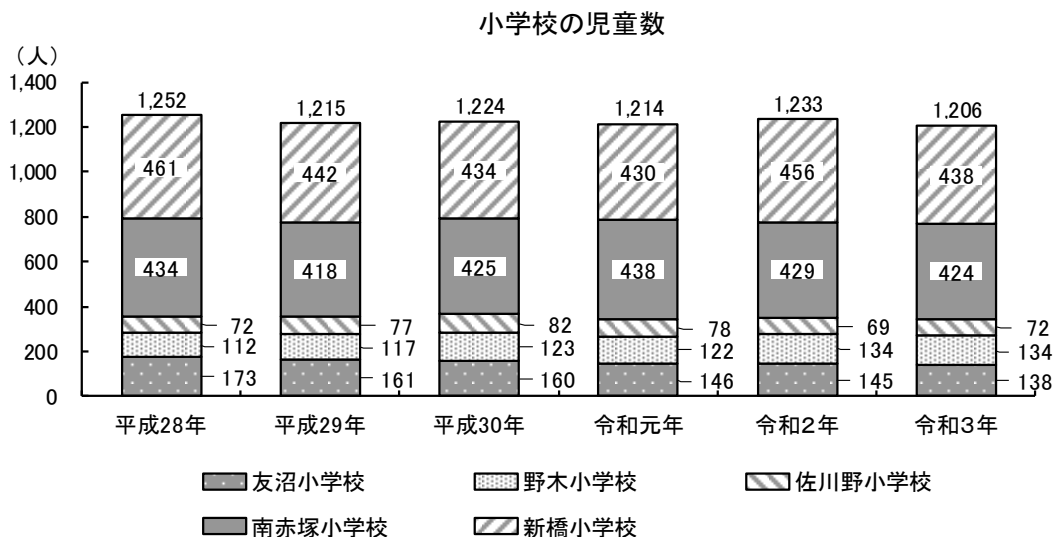
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	全体
園児数	2	12	12	42	28	40	136

資料：こども教育課（令和3年4月1日現在）

### ④ 小学校の状況

本町の令和3年の小学校の児童数は、過去6年で最も少ない1,206人となっています。

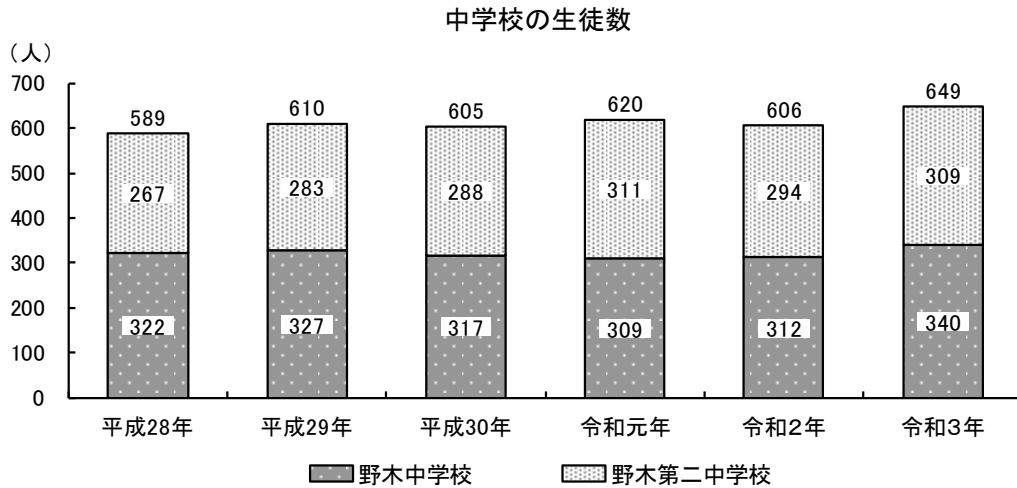
友沼小学校、南赤塚小学校、新橋小学校は平成28年と比較すると減少していますが、野木小学校は増加しており、小学校によって児童数の推移に差がみられます。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

### ⑤ 中学校の状況

本町の中学校の生徒数は増加傾向にあり、令和3年で649人となっています。野木中学校では令和2年から令和3年にかけて、大きく28人増加しています。

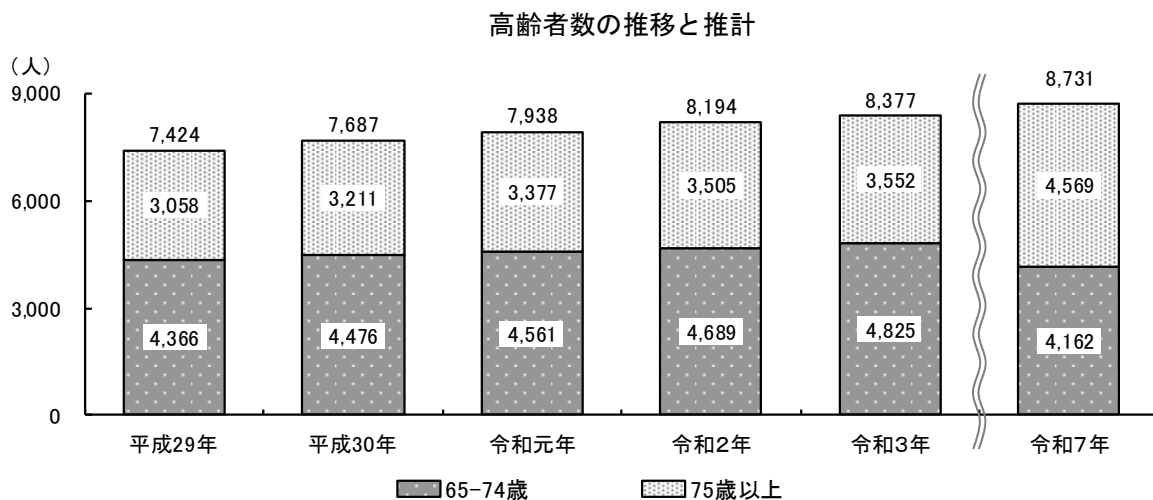


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## (2) 高齢者の状況

### ① 高齢者数の推移と推計

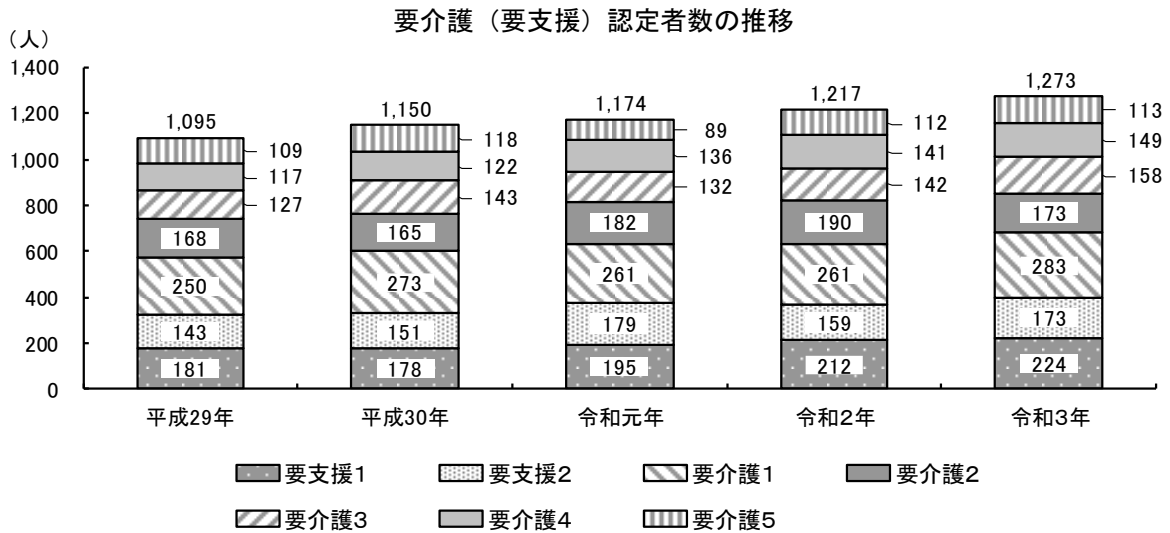
本町の高齢者数は65～74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者ともに年々増加しています。令和3年では平成29年と比較して、前期高齢者が1.1倍、後期高齢者が1.2倍となっています。また、今後は後期高齢者数がさらに増加することが予測されます。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）、令和7年は野木町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の推計値

### ② 要介護（要支援）認定者数

本町の要介護（要支援）認定者数は年々増加しており、令和3年で1,273人となっています。

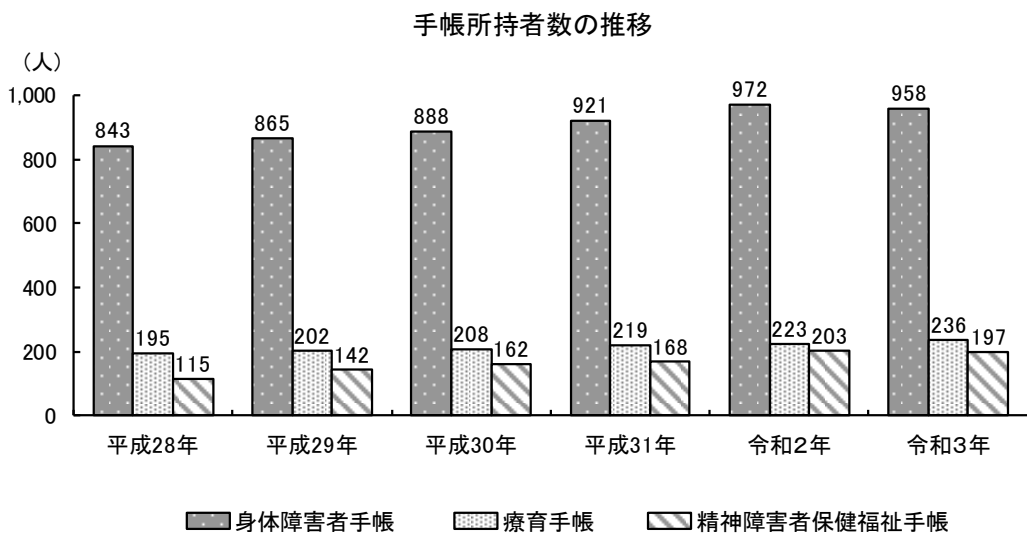


資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

## （3）障がい者の状況

### ① 手帳所持者数の推移

本町の令和3年の手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数は958人、療育手帳所持者数は236人、精神障害者保健福祉手帳は197人となっており、いずれも増加傾向にあります。



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）



### 3 地域の現状

#### (1) 自治会の状況

##### ① 自治会加入率

本町の自治会加入率は、令和3年で69.3%となっており、年々減少しています。

令和3年の地区別の加入率をみると、新橋区が最も高く91.3%となっています。次いで、割合が高い順に中谷区、野渡区となっており、いずれも80%を超えています。

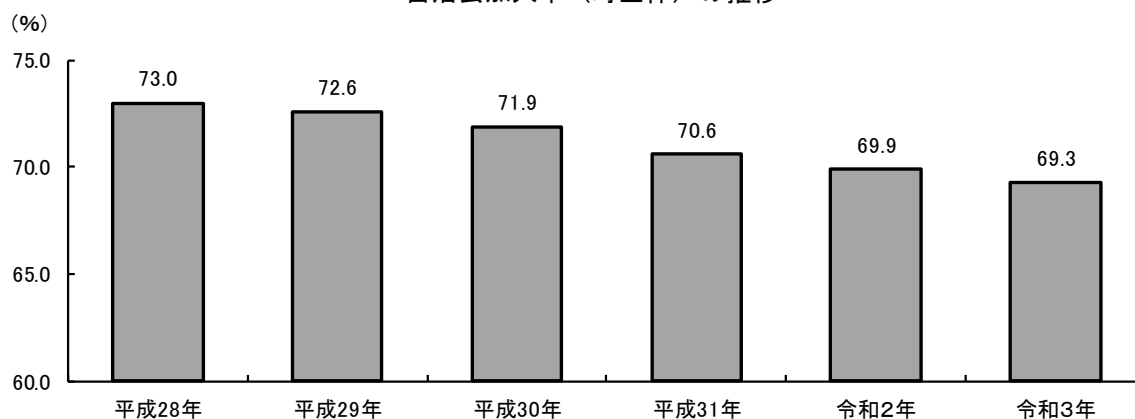
自治会加入率の推移

単位：%

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
町全体	73.0	72.6	71.9	70.6	69.9	69.3
友沼区	74.1	73.7	72.4	72.1	71.5	70.5
松原区	68.6	68.7	68.2	66.7	63.3	60.3
新橋区	95.0	94.1	93.5	92.6	92.4	91.3
野木区	78.7	79.8	78.3	75.7	78.3	77.1
野渡区	82.9	84.1	83.0	82.3	81.5	82.3
南赤塚区	68.9	64.9	65.7	64.2	66.4	68.7
中谷区	84.3	84.5	82.9	82.9	85.0	84.1
丸林東区	61.0	61.2	60.7	59.9	58.5	58.2
丸林西区	54.9	54.8	54.1	52.6	53.2	53.5
潤島区	81.3	80.6	79.6	78.3	78.4	78.2
若林区	73.6	72.8	72.8	72.5	72.4	70.4
佐川野区	69.4	70.4	69.1	68.2	60.1	59.9
川田区	83.0	84.0	82.2	81.6	82.1	78.5

資料：総務課（各年4月1日現在）

自治会加入率（町全体）の推移

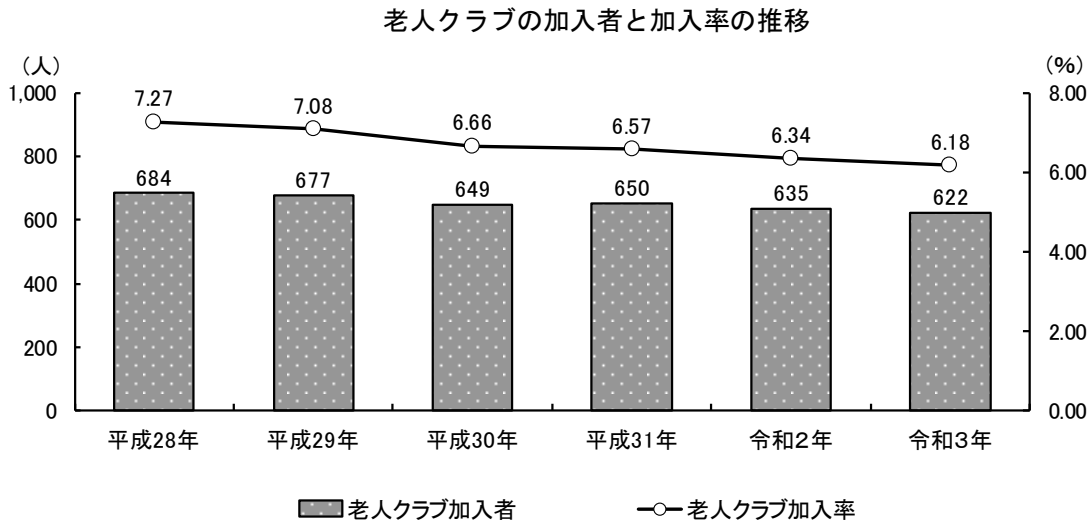


資料：総務課（各年4月1日現在）

## (2) 老人クラブの状況

### ① 老人クラブの加入者と加入率

本町の老人クラブの加入率は年々減少しています。令和3年では6.18%となっており、平成28年と比較して1.09ポイント減少しています。

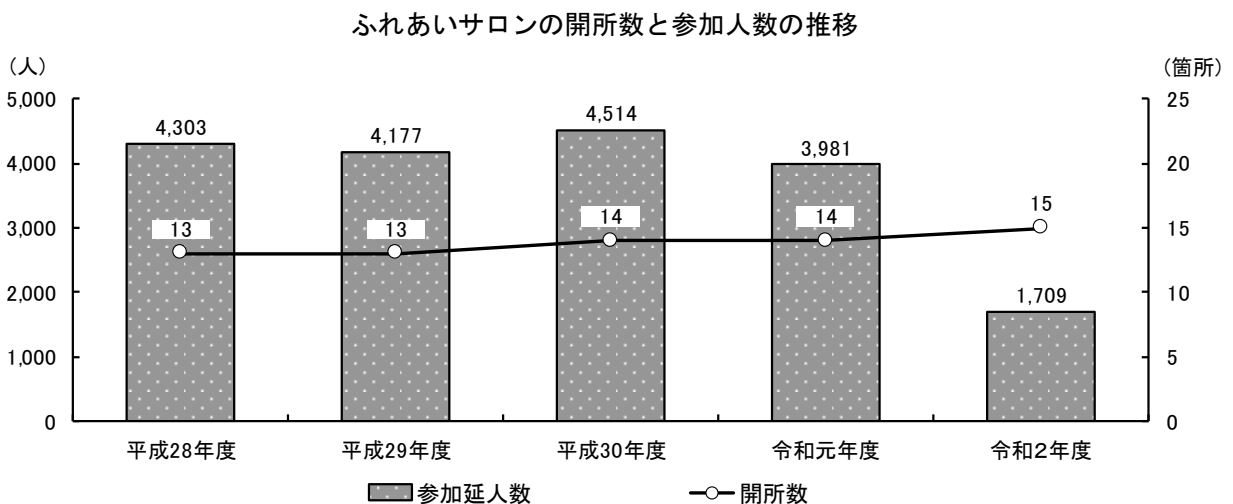


資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

## (3) ふれあいサロンの状況

### ① ふれあいサロンの開所数と参加人数

本町のふれあいサロンの参加延人数は平成28年度から増減を繰り返し、令和元年度では3,981人となっています。その後、令和2年度では新型コロナウイルスの影響により、前年から約半数近く減少した1,709人となっています。

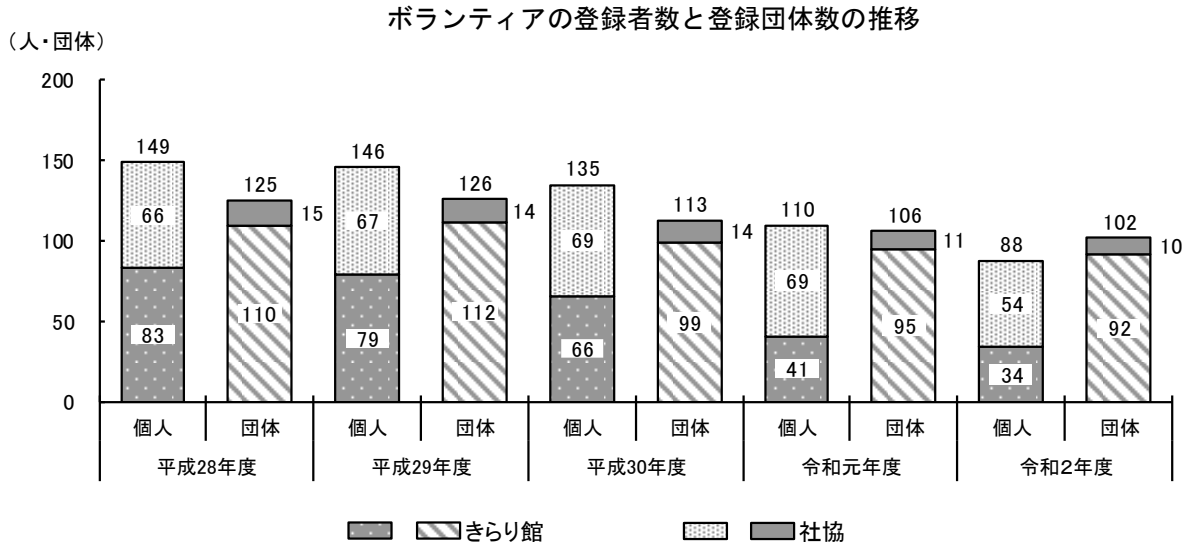


資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

## (4) ボランティアの状況

### ① ボランティアの登録者数と登録団体数の推移

本町のボランティアの状況をみると、個人・団体登録者数は減少傾向にあります。

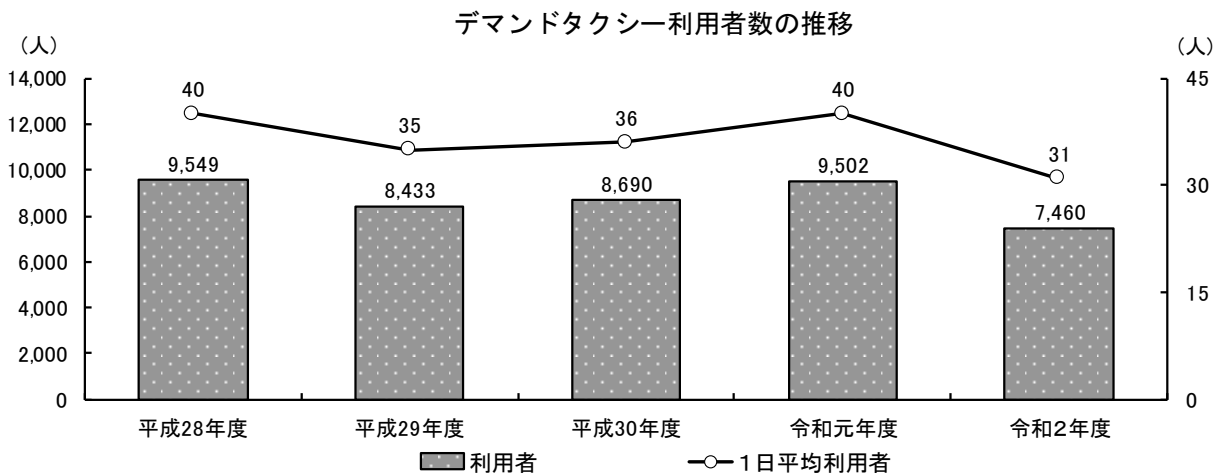


資料：野木町社会福祉協議会・野木町ボランティア支援センター（各年度3月31日現在）

## (5) デマンドタクシー

### ① デマンドタクシー利用者数

本町のデマンドタクシーの利用者数は、平成28年度から増減を繰り返し、令和2年度で7,460人となっています。また令和2年度の1日平均利用者数は、過去5年で最も少ない31人となっています。

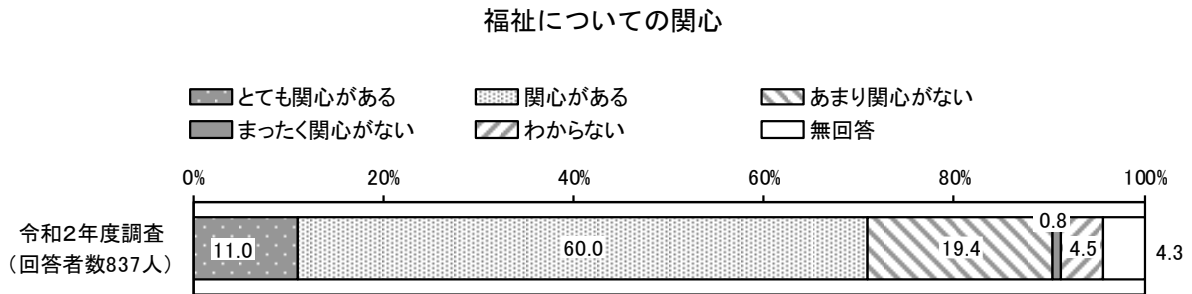


資料：野木町社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

## 4 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 「福祉」に対する考えについて

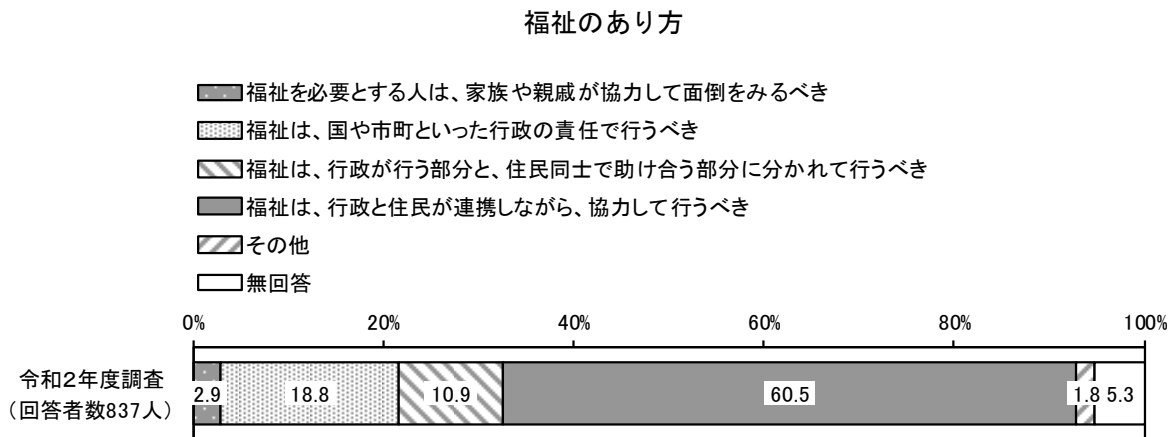
福祉についての関心について、『関心がある』（とても関心がある＋関心がある）は7割強を占めていますが、さらに福祉への関心を高め、理解を深める必要があります。



資料：町民意識調査

### (2) 「福祉」のあり方について

福祉のあり方について、「福祉は、行政と住民が連携しながら、協力して行うべき」が6割強を占めており、町、社会福祉協議会、地域と連携しながら、地域福祉を推進することが重要です。

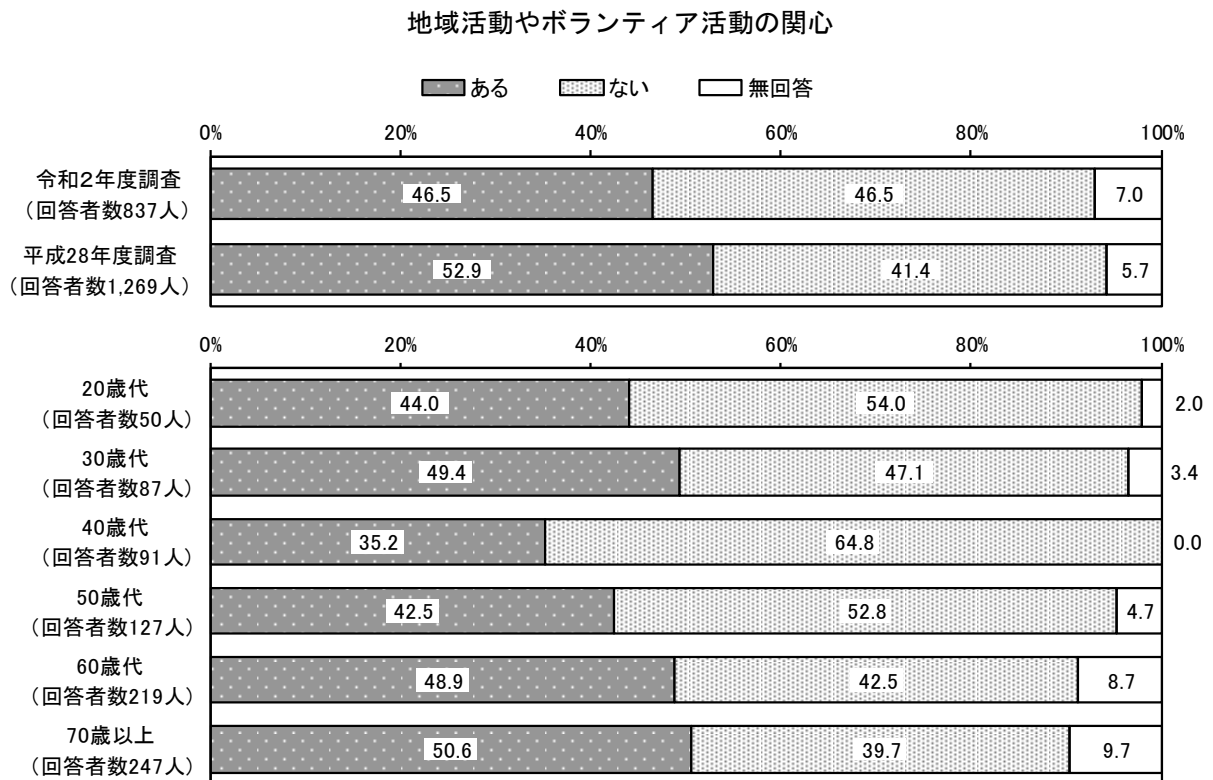


資料：町民意識調査

### (3) 地域活動やボランティア活動について

地域活動やボランティア活動への関心の有無について、関心が「ある」が4割強を占めていますが、前回調査との比較で、「ある」の割合が減少しており、地域活動やボランティア活動への関心を高める必要があります。

年代でみると、30歳代、60歳代、70歳以上では、「ある」の割合が5割前後を占めています。一方、40歳代では「ある」が35.2%で他の年代より低く、「ない」が64.8%で他の年代より高くなっています。

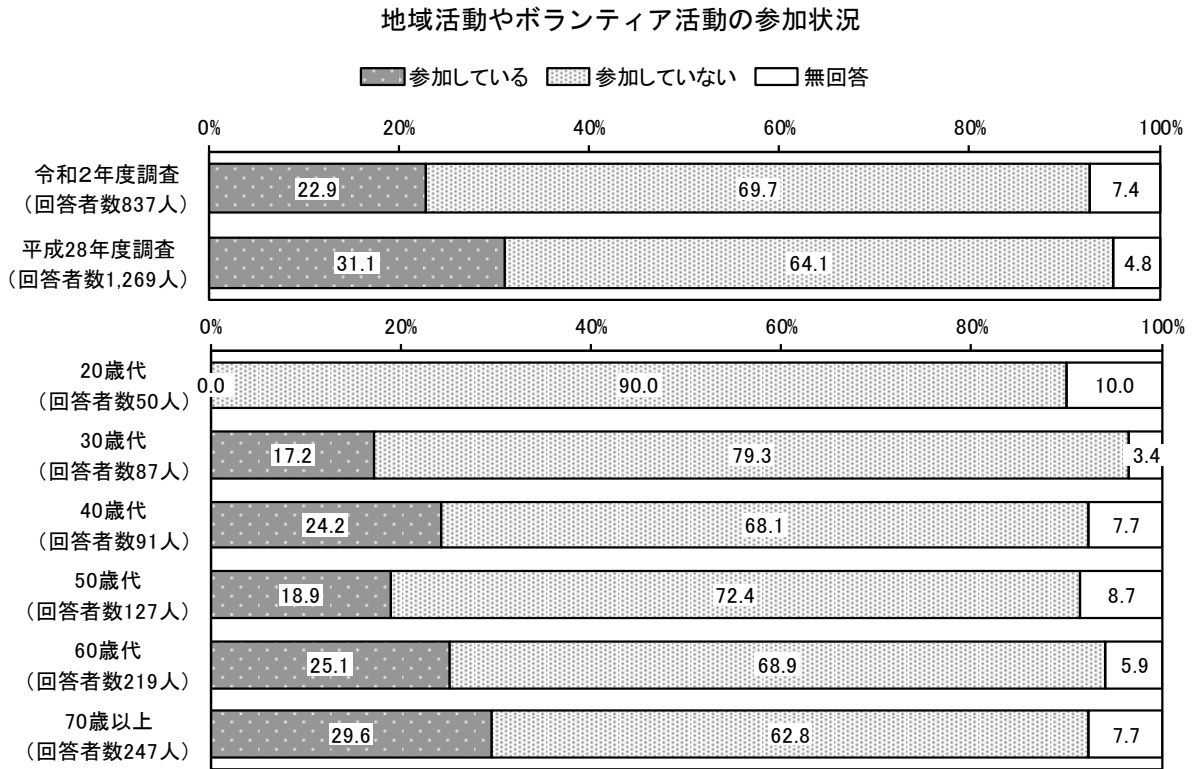


資料：町民意識調査



現在の地域活動やボランティア活動への参加の有無について、「参加している」が2割強となっていますが、前回調査よりも参加割合が低くなっています。

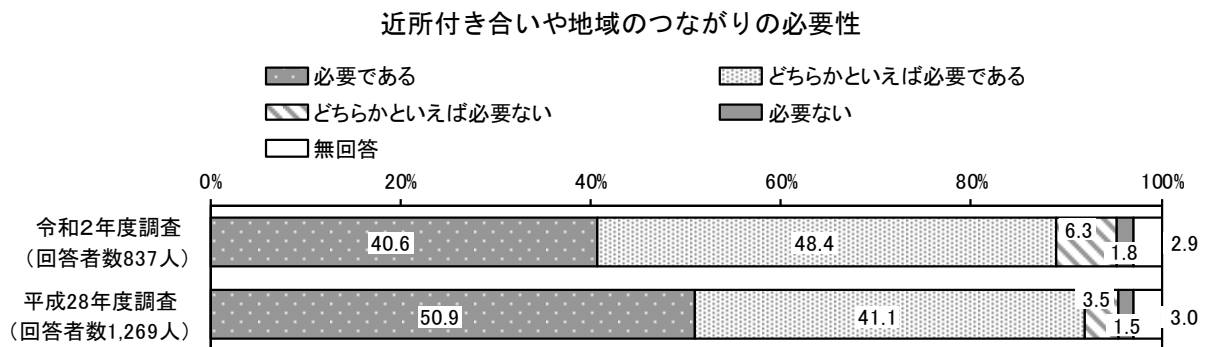
年代でみると、20歳代では「参加していない」が90.0%、30歳代では79.3%を占めており、年代が高いほど「参加している」の割合が高くなる傾向が見られます。



資料：町民意識調査

#### (4) 地域との関わりの必要性について

近所付き合いや地域のつながりが必要かについて、前回調査と比較して、『必要である』の割合が減少しているものの、『必要である』(必要である+どちらかといえば必要である)が9割弱を占めており、顔の見える関係づくりを進めていくことが重要です。

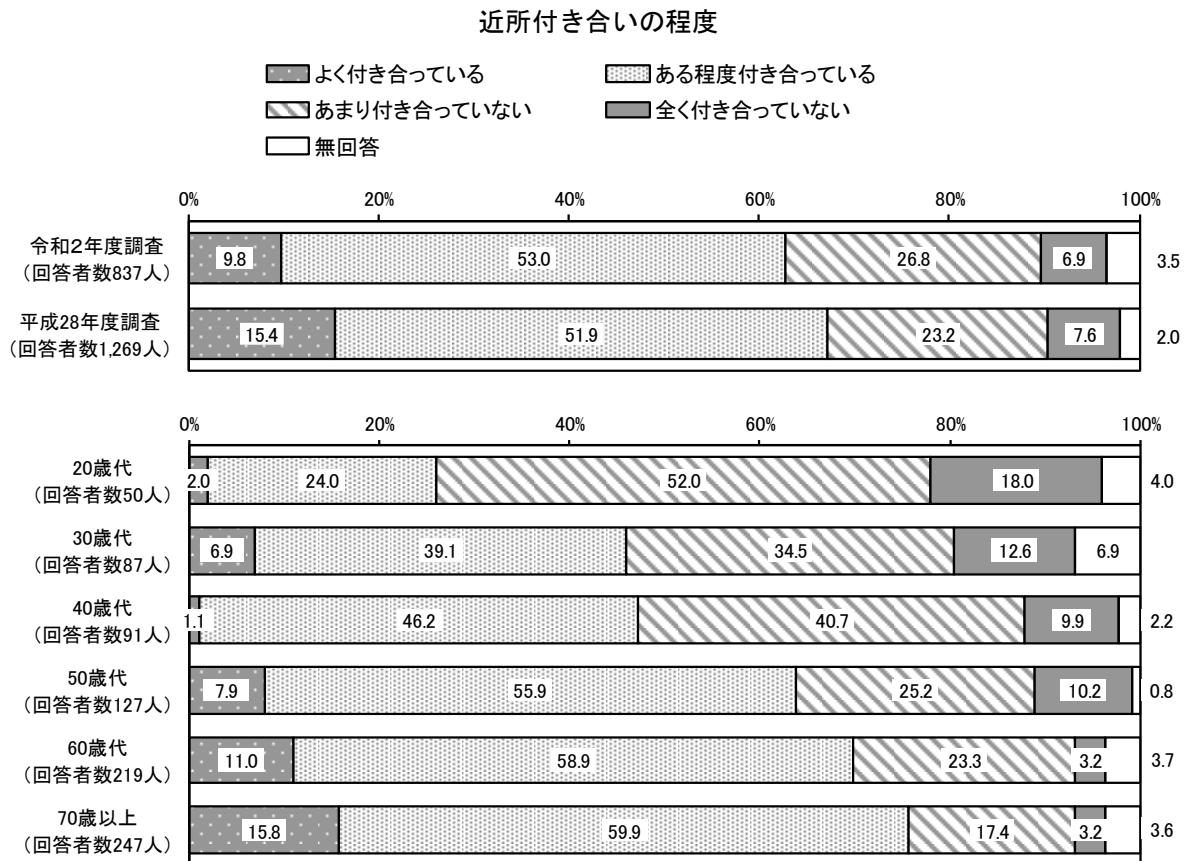


資料：町民意識調査

### (5) 地域との関わりの有無について

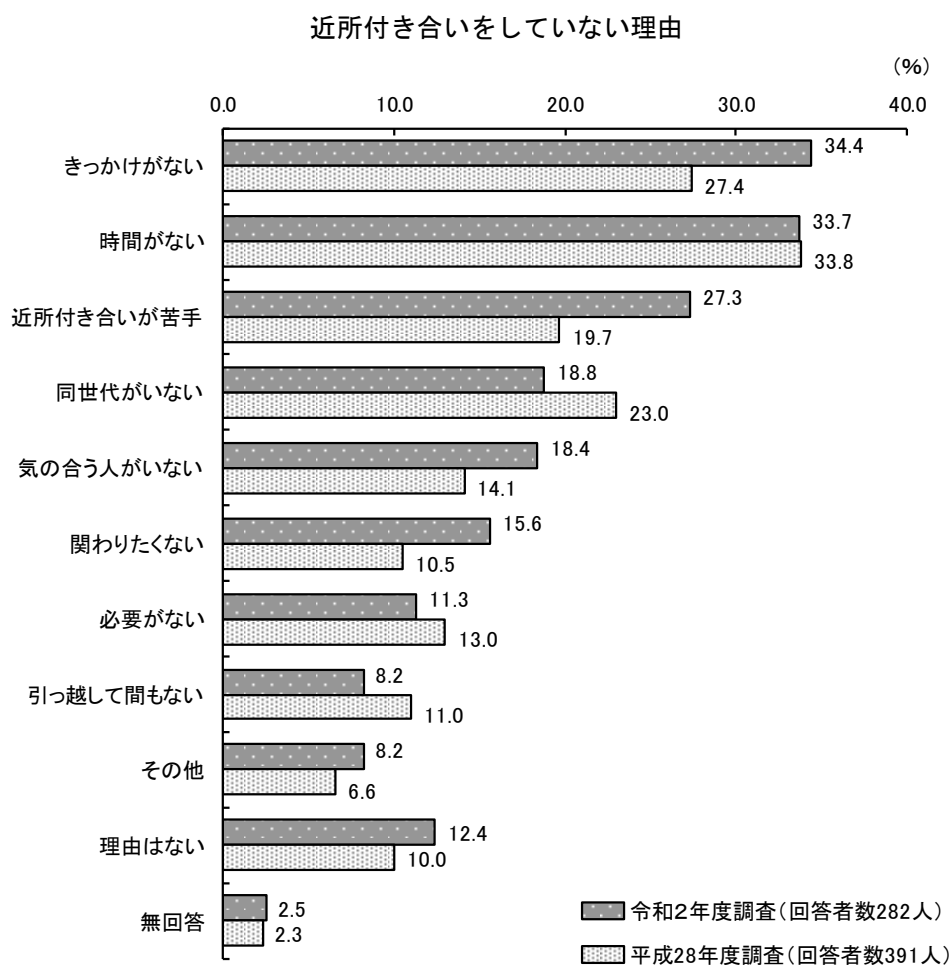
近所付き合いをどの程度しているかについて、『付き合っている』（よく付き合っている＋ある程度付き合っている）は6割強を占めています。

年代でみると、40歳代では「よく付き合っている」が1.1%にとどまっているのに対し、70歳以上では15.8%となっており、50歳代以上では年代が高いほど割合が高くなっており、身近な地域における交流の機会の充実が求められます。



資料：町民意識調査

近所付き合いをしていない理由は、前回調査と異なり「きっかけがない」が3割強で最も高くなっています。

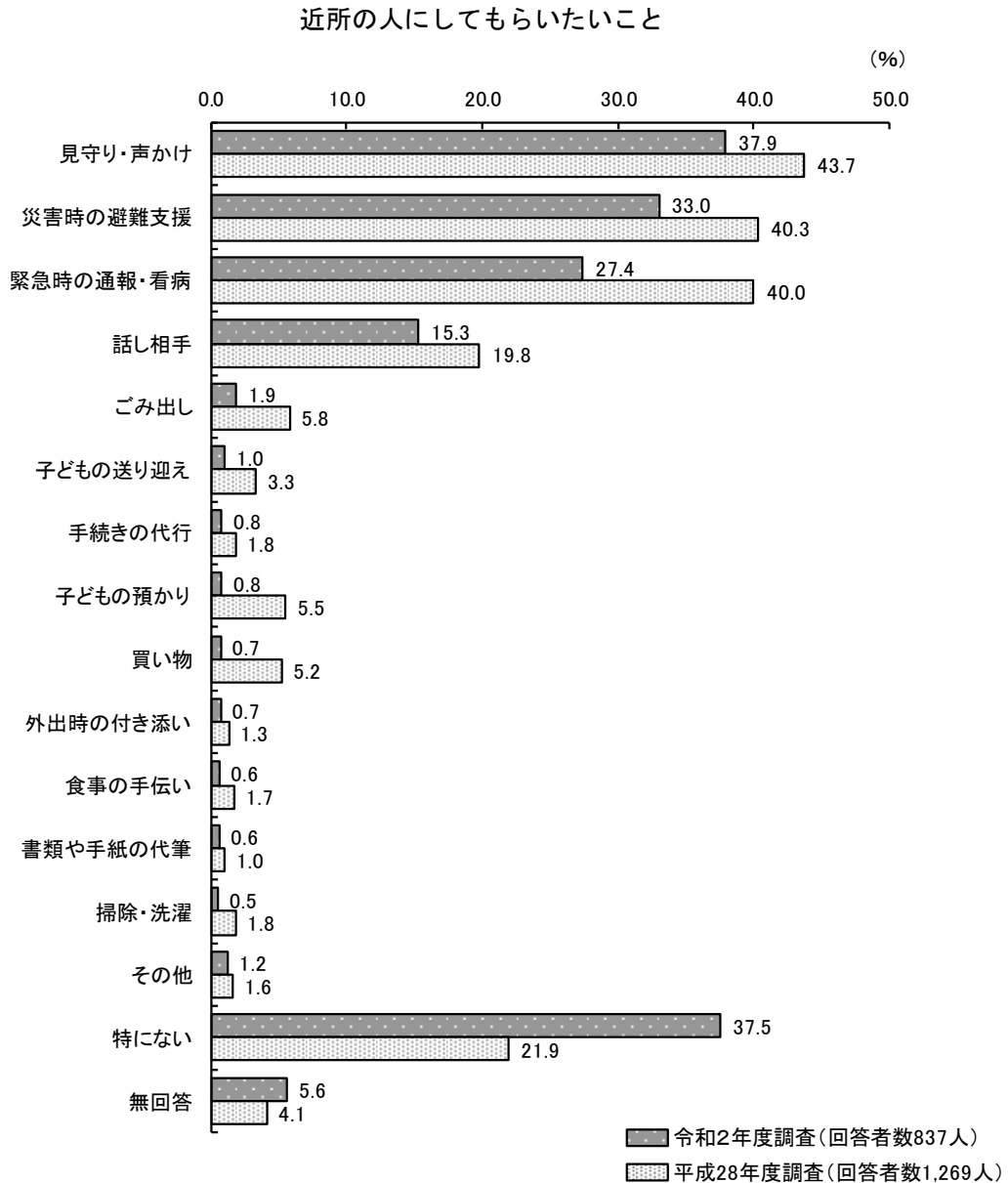


資料：町民意識調査



## (6) 近所の方からの支援について

近所の人にしてもらいたいことについて、「見守り・声かけ」、「災害時の避難支援」、「緊急時の通報・看病」が3割から4割を占めており、日頃の見守りや緊急時の対応支援が求められています。

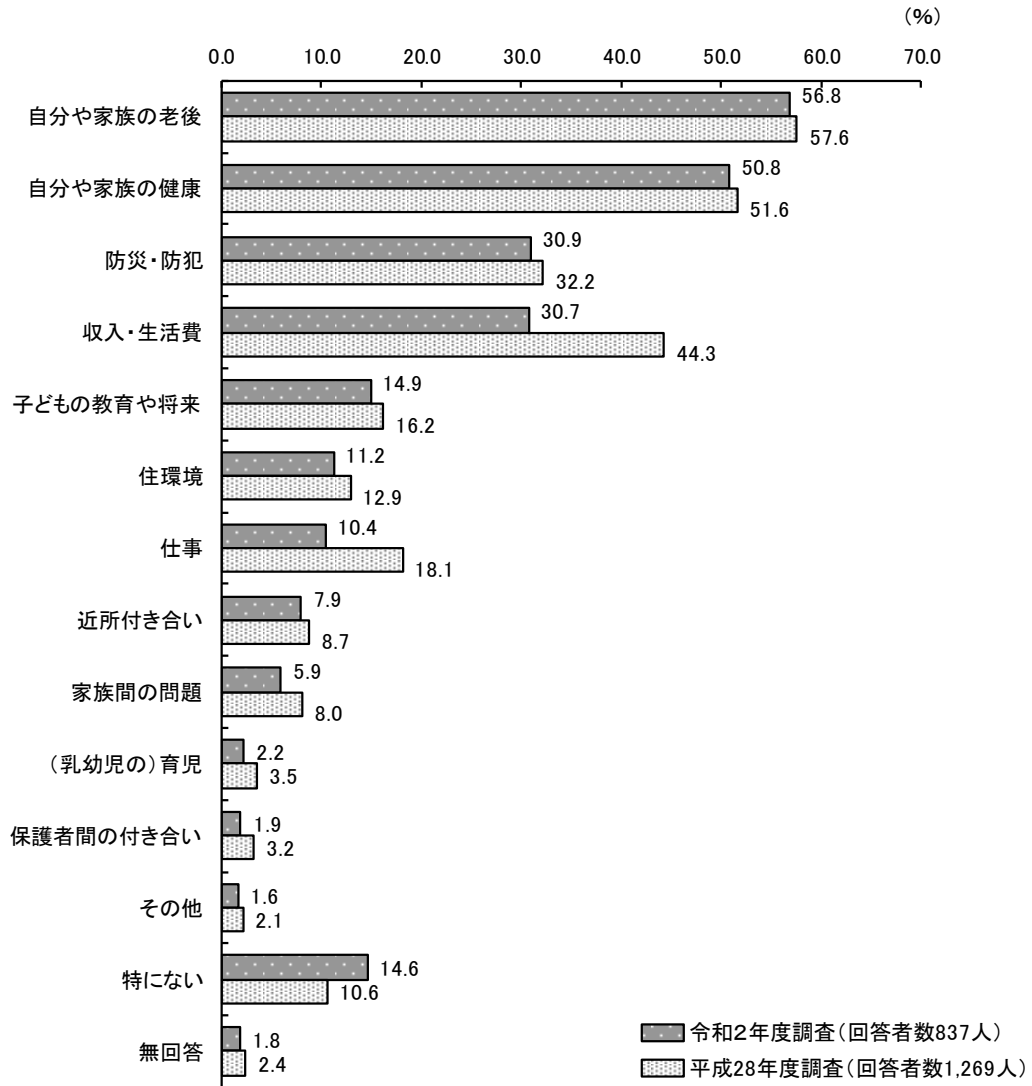


資料：町民意識調査

## (7) 日常生活における悩み事・不安について

日常生活上の悩みや不安については、「自分や家族の老後」が6割強、「自分や家族の健康」が5割強、「防災・防犯」、「収入・生活費」が3割強となっており、多様な悩みや不安を抱えていることがうかがわれ、重層的な支援体制の充実が必要です。

日常生活を送る上で、悩んでいることや不安に思うこと

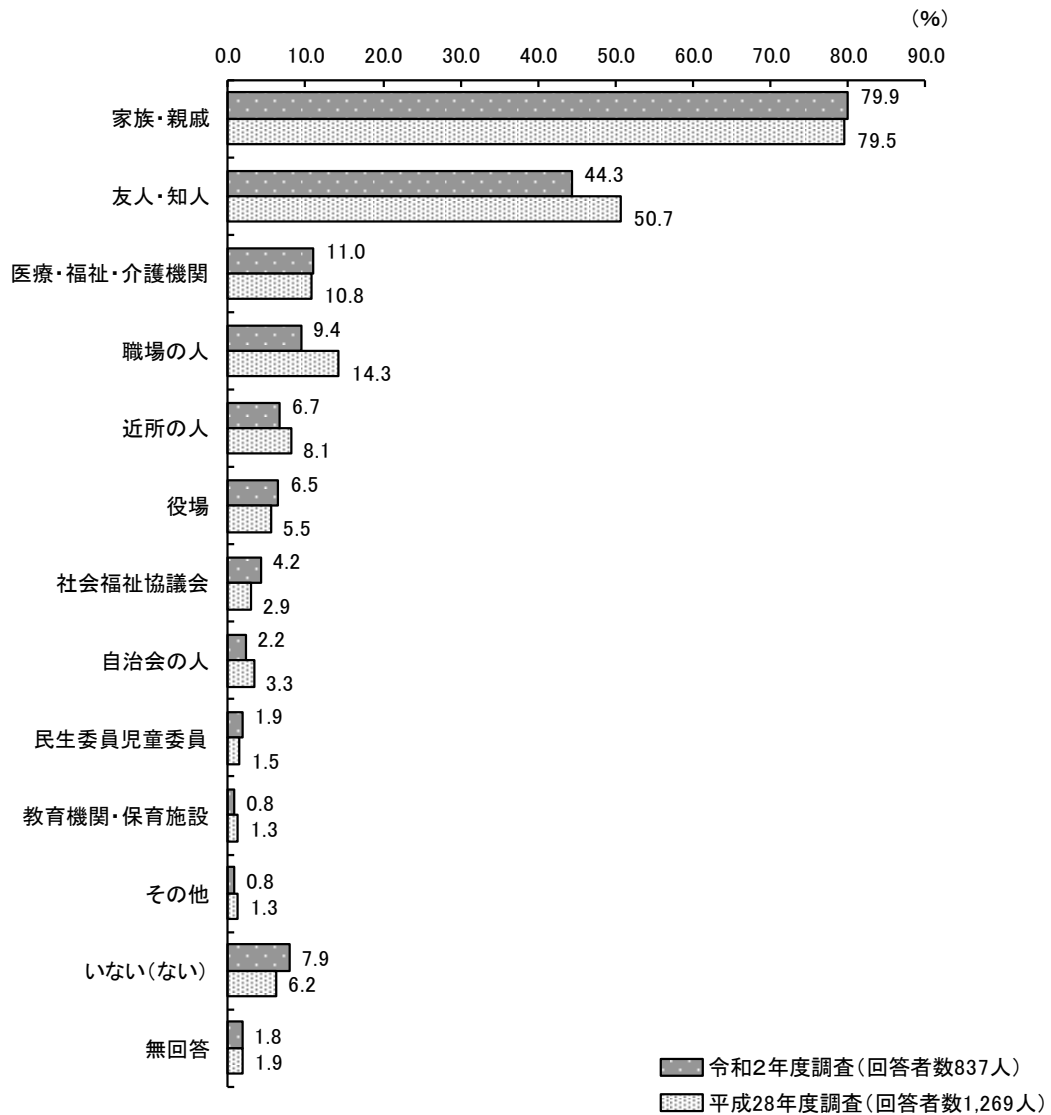


資料：町民意識調査

## (8) 日常生活における相談相手について

悩みや不安の相談先は、「家族・親戚」が8割弱、「友人・知人」が4割強を占めています。一方で、「いない(ない)」と回答した方もおり、相談先の周知を図ることが大切です。

悩みや不安の相談相手

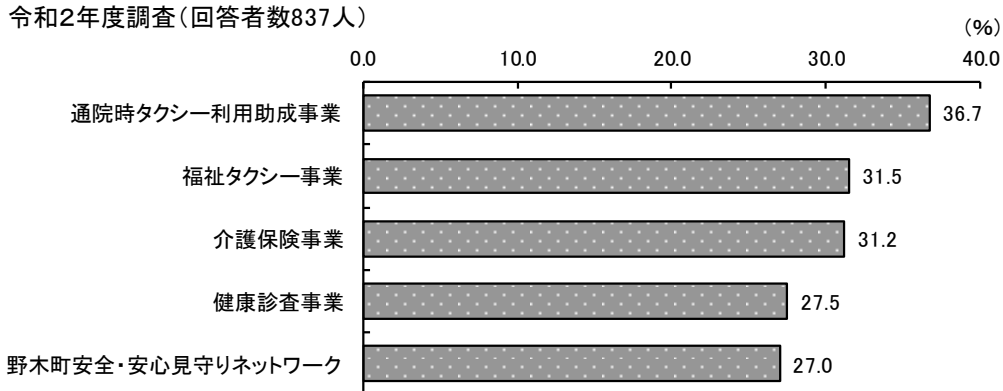


資料：町民意識調査

### (9) 地域福祉で必要と感じる事業について

町の地域福祉事業で必要な事業について、「通院時タクシー利用助成事業」が4割弱、「福祉タクシー事業」、「介護保険事業」が3割強、「健康診査事業」が3割弱となっており、移動支援に関する事業が上位を占めています。

地域福祉で必要と感じる事業（上位5項目）

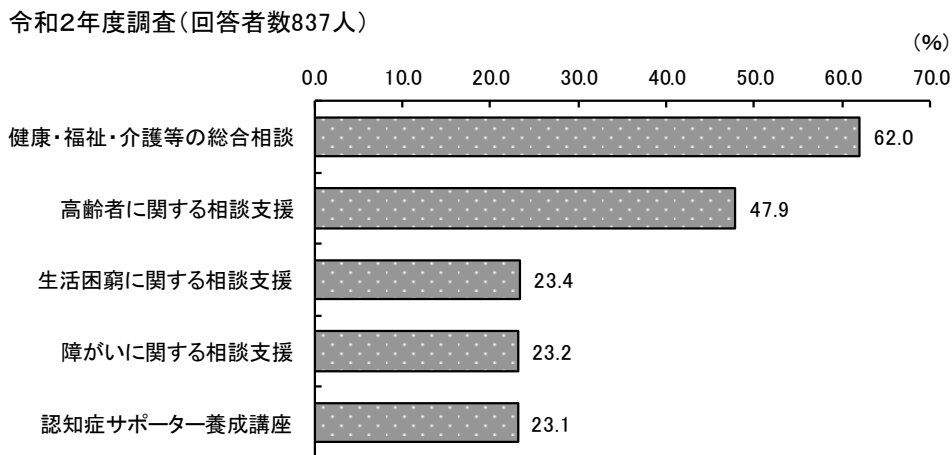


資料：町民意識調査

### (10) 野木町総合サポートセンター（ひまわり館）の事業で必要だと感じる事業について

野木町総合サポートセンター（ひまわり館）の事業で必要だと感じる事業について、「健康・福祉・介護等の総合相談」が6割強、「高齢者に関する相談支援」が5割弱、「生活困窮に関する相談支援」、「障がいに関する相談支援」が2割強となっており、相談支援の充実が求められています。

野木町総合サポートセンター（ひまわり館）の事業で必要だと感じる事業（上位5項目）

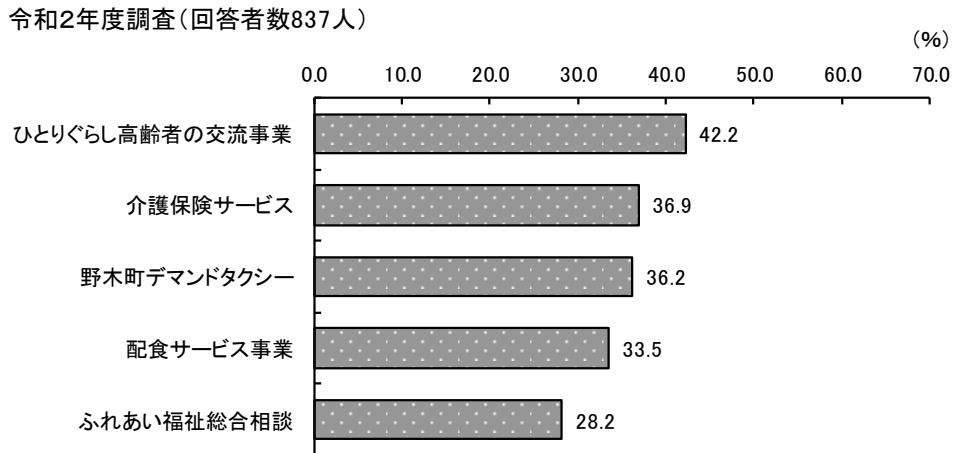


資料：町民意識調査

## (11) 社会福祉協議会の事業で必要だと感じる事業について

社会福祉協議会の事業で、必要だと感じる事業について、「ひとりぐらし高齢者の交流事業」が4割強、「介護保険サービス」、「野木町デマンドタクシー」、「配食サービス事業」が3割強となっており、「ふれあい福祉総合相談」、「外出支援サービス事業」、「災害ボランティアセンターの設置」、「野木町地域包括支援センター」が続いています。

社会福祉協議会の事業で必要だと感じる事業（上位5項目）

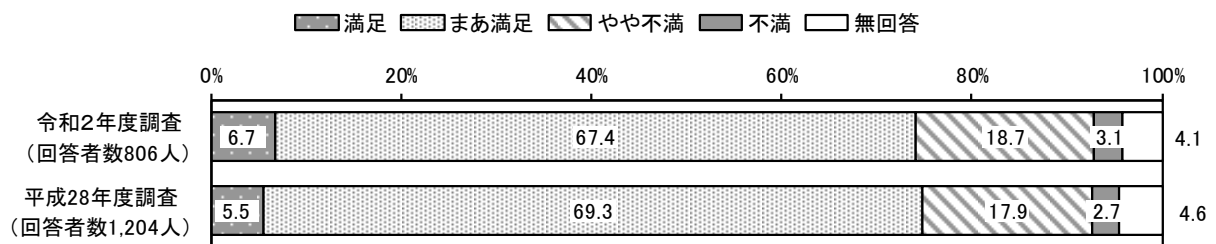


資料：町民意識調査

## (12) 地域で生活する上での情報の満足度について

地域で生活する上での情報の満足度について、『満足』（満足+まあ満足）が7割強を占めています。

地域で生活する上での情報の満足度



資料：町民意識調査

### (13) 「福祉」に関する情報収集の手段について

地域で生活する上での情報の入手先については、「役場の広報紙・HP・SNS」が5割強、「家族・親戚」が5割弱、「テレビ・新聞」、「友人・知人」が4割弱を占めています。

年代が高いほど「役場の広報紙・HP・SNS」、「テレビ・新聞」、「友人・知人」、「近所の人」の割合が高くなる傾向が見られますが、年代が低いほど、「インターネット」、「職場の人」などの割合が高くなる傾向が見られ、年代等を問わず、福祉に関する情報が入手できるような様々な媒体による情報提供が必要です。

「福祉」に関する情報収集の手段

単位：%

	SNS 役場の広報紙・HP・	家族・親戚	テレビ・新聞	友人・知人	インターネット	近所の人	役場	自治会の人	職場の人
全体（回答者数837人）	52.1	49.6	39.5	39.2	29.9	29.7	15.7	13.0	7.2
20歳代（回答者数50人）	18.0	68.0	20.0	30.0	42.0	8.0	6.0	2.0	10.0
30歳代（回答者数87人）	40.2	70.1	18.4	36.8	46.0	27.6	14.9	6.9	10.3
40歳代（回答者数91人）	48.4	51.6	22.0	28.6	40.7	20.9	13.2	8.8	9.9
50歳代（回答者数127人）	55.9	39.4	29.1	37.8	35.4	27.6	13.4	12.6	9.4
60歳代（回答者数219人）	63.0	45.7	47.5	39.3	28.3	33.3	17.4	14.6	8.2
70歳代（回答者数247人）	53.8	47.0	55.5	46.6	15.8	37.2	18.6	17.4	2.8

	社会福祉協議会の 情報誌	医療・福祉・介護機関	教育機関・保育施設	社会福祉協議会	民生委員児童委員	その他	得ることができない	得ていない	無回答
全体（回答者数837人）	5.9	5.4	2.9	2.4	1.1	1.2	0.4	2.2	1.7
20歳代（回答者数50人）	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	2.0
30歳代（回答者数87人）	2.3	6.9	13.8	1.1	0.0	0.0	1.1	2.3	0.0
40歳代（回答者数91人）	3.3	4.4	3.3	0.0	0.0	0.0	1.1	3.3	3.3
50歳代（回答者数127人）	3.9	3.1	3.1	1.6	0.0	2.4	0.8	2.4	0.0
60歳代（回答者数219人）	5.0	5.5	0.9	1.4	0.5	1.4	0.0	1.4	1.8
70歳代（回答者数247人）	10.9	6.9	0.8	5.7	2.8	1.6	0.0	0.8	1.6

資料：町民意識調査

## 5 区長ヒアリングからみえる現状

本来の予定では、地域懇談会により町民の皆さまのご意見を伺うところでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため懇談会の開催が出来なかったため各地区の代表である区長から、地域の強み、弱み、課題の意見をいただきました。

主な意見は以下のとおりです。

### ① 地域のつながり

- 地域の結びつきが強い地区がある一方で、地域のつながりが希薄な地区もある
- 近所の顔がわかる地区もある
- コロナ禍でコミュニケーションが減少している
- 地域のつながりが大切
- すべての住民が社会（地域）との接点を保つことが重要
- 地域の課題を、それぞれが我が事として考える機会があるとよい

### ② 自治会活動

- 自治会加入率が高い地区もあるが、自治会に加入していないマンション等がある
- 高齢や自治会役員を避けるなどの理由で自治会を退会する方が増加
- 自治会に加入していない人の支援をどうするかが課題

### ③ 地域活動やボランティア活動

- 地域行事の参加者が少ない地区もある
- ボランティアの参加者が少ない
- 民生委員が欠員の地域もあり、地域の支え手の不足が課題
- 祭り等、行事を継続して実施している地区もあるが、行事を行うことが難しくなっている地区もある

### ④ 高齢者の状況

- 元気な高齢者が多い地区もあるが、独居高齢者や高齢者のみの二人世帯が増えている
- 老人クラブの加入率が減っている
- 老老介護の世帯もある
- 高齢者の孤立が課題
- 住んでいる住民が地域の実態の把握が必要
- 認知症徘徊等の認知症高齢者の対応が必要

⑤ 若い世代の状況

- 若い世代が多い地区もあるが、子どもが少ない地区もある
- 若い年代の自治会加入率が高い地区もある
- 働く場がないため、若い人が転出
- 行事に参加する若者層が少ない

⑥ 交流

- 地域の中で自主的にクラブが発足し、交流の場となっている地区もある
- 高齢者と子どもの交流が活発な地区がある一方で、世代間交流の機会が不足している地区もある
- 新しく引っ越して来た方と、古くから住んでいる方が参加し交流できるような行事など、工夫した企画が必要

⑦ 生活環境

- アパート等のごみ出しのルールが守られていない地区がある
- 免許返納後の買い物や交通が不便
- 空き家が増加している地域がある

⑧ 災害

- 地域によっては水害に対する心配がないため、災害に対する意識が低い
- 防災訓練などの参加者が少ない

⑨ その他

- 8050問題等、引きこもり家庭の対応が課題
- 地域の歴史を知ること、地元に対する愛着につながるのではないか





## 計画の方向性



## 1 基本理念

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しており、家庭にしても地域にしても、「つながり」の機能が弱まっています。そのため地域には、「つながり」が必要な子育て世帯、高齢者や障がい者、生活困窮者など、生活に不安を抱えている人、生活が困難になっている人たちがいます。

この現実に対して大切なことは、国連で平成27年に採択されたSDGs（エスディーゼーズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）を支える「誰一人取り残さない（Leave no one left behind）」という考え方です。

これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である町民が、自らが暮らす地域の問題を「我が事」ととらえ主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、地域における「つながり」の仕組み・体制を改めて考え、構築していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本計画では前計画の基本理念を継承し、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていきける「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを目指します。

### 【 基 本 理 念 】

支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり

また、本町では、新たな時代の潮流と調和したまちづくりを実現するため、第8次野木町総合計画の後期基本計画からの新たな視点として、関連するSDGsの目標を掲げ、町民サービスの向上や持続可能なまちづくりを目指します。

SDGsでは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年の国連サミットで採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

第8次野木町総合計画における地域福祉の分野は、「基本目標3. 支えあい、心ふれあうやさしいまち」の分野別目標の「やすらぎに満ちたやさしいまちづくり（福祉のまち）」に位置付けられ、11の関連するSDGsの目標を掲げています。

本計画においても、基本目標ごとに関連するSDGsの目標を位置付けていきます。

本計画と関連するSDGsの目標			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	目標1. 貧困をなくそう	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	目標9. 産業と技術基盤をつくろう
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	目標2. 飢餓をゼロに	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	目標10. 人や国の不平等をなくそう
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	目標3. すべての人に健康と福祉を	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	目標11. 住み続けられるまちづくりを
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	目標4. 質の高い教育をみんなに	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	目標16. 平和と公正をすべての人に
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	目標5. ジェンダー平等を実現しよう	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	目標17. パートナーシップで目標を達成しよう
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	目標8. 働きがいも経済成長も		

## 2 基本目標

基本理念である「支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を推進するため、本計画では、地域を支える「人」づくり、つながる「絆」づくり、暮らしの「安全・安心」づくり、ともに支えあう「仕組み」づくりを基本目標に据え、その達成に向けた取組を進めます。

### 基本目標1 支えあう心を育む人づくり

地域福祉を支える主役となるのは、地域を知る住民一人ひとりです。地域への関心を高め、福祉に対する理解を深める学習や体験の機会を充実し、これからの地域を担う人材を育成します。

また、そうした人材の育成を通じて、野木町にいつまでも住み続けたいと思えるよう働きかけます。

#### ◆基本施策

- 1 福祉教育の推進
- 2 地域福祉を推進する担い手の育成
- 3 地域活動と参加の促進

#### ◆関連するSDGsの目標



### 基本目標2 地域の絆づくり

誰もが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画しながら解決につなげることができるよう、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組み、住民同士がコミュニケーションを図ることで、みんなで支えあう地域を目指します。

#### ◆基本施策

- 1 顔の見える関係づくり
- 2 身近な地域交流の場の充実
- 3 多様な主体によるつながりづくり

#### ◆関連するSDGsの目標



## 基本目標3 みんなでつくる安全・安心のまちづくり

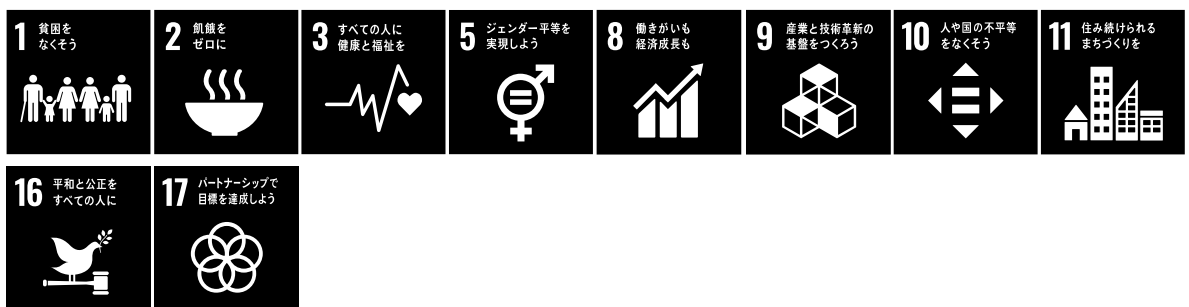
誰もが地域でいつまでも安心して暮らせるよう、災害への備えとして、自主防災活動の推進や災害時要配慮者の支援等を行うとともに、犯罪被害を防止するため、日頃の見守り活動の推進等により、地域の防災力・防犯力の強化を図ります。

さらに、一人ひとりの権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図る等、福祉サービスを必要とする人の権利擁護に努めます。

### ◆基本施策

- 1 災害時・緊急時の支援体制の強化
- 2 日常生活における見守り体制の充実
- 3 様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり
- 4 権利擁護の推進

### ◆関連するSDGsの目標



## 基本目標4 地域福祉の仕組みづくり

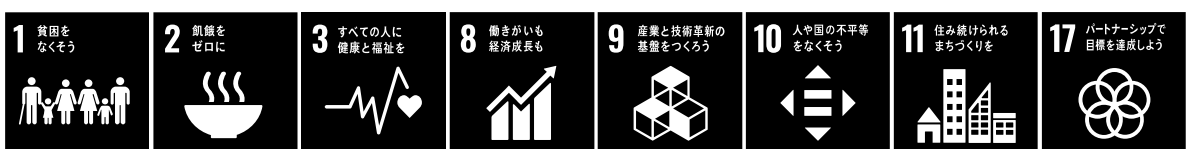
複合化した問題により、解決が困難な悩みや生活上の問題について、誰もが気軽に相談でき、解決につながる支援ができるような仕組みづくりを行います。

また、切れ目のない相談支援を行うため、地域団体との連携や関係機関との情報の共有化を図ります。

### ◆基本施策

- 1 重層的支援体制の充実
- 2 福祉に関する情報提供
- 3 生活支援体制の充実

### ◆関連するSDGsの目標

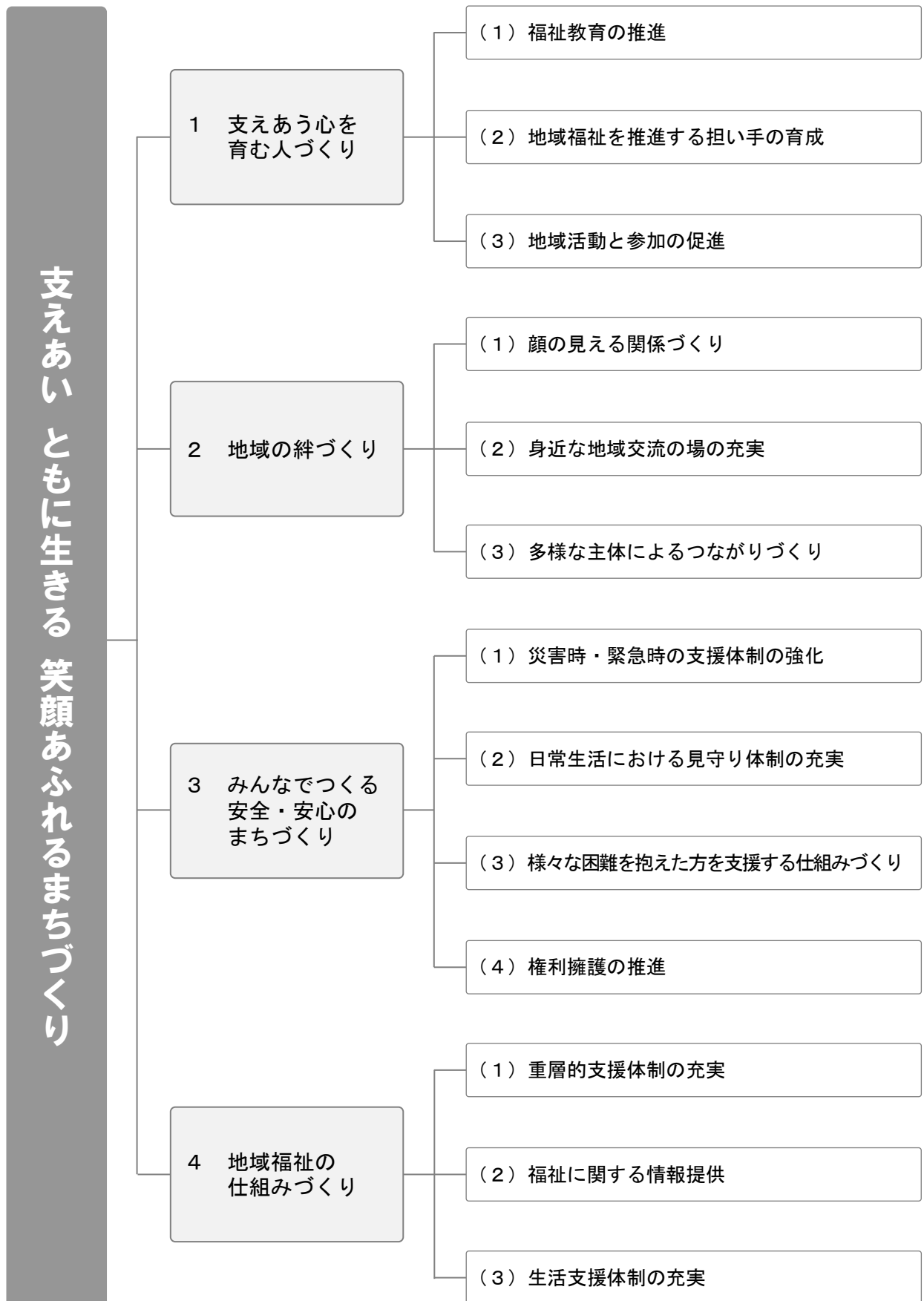


### 3 施策体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]









## 施策の展開



## 基本目標1 支えあう心を育む人づくり

### 基本施策1 福祉教育の推進

#### 【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが重要です。

アンケート調査によると、福祉に“関心がある”と回答した割合は約7割となっているものの、“関心がない”と回答した割合は約2割となっています。今後、福祉への関心を高め、理解を深めるとともに、福祉に関心のある人を活動につなげていくために、幼少期からの福祉教育や、地域における福祉に関する学習の場や体験の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

#### 【取組の方向性】

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動の充実を図るとともに、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を行い、支えあう心、思いやりの心、やさしい心をもつことができる子どもを育成します。

また、学校支援ボランティアの養成及び派遣、教職員を対象とした福祉教育推進カリキュラムの構築など、福祉教育やボランティア体験学習を推進するための環境を整備します。

#### 【関連するSDGsの目標】



#### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 家庭でも福祉について考え、家族で話し合う機会を増やしましょう
- 地域のことについて身近な人と話をしましょう
- 身の回りのできることから助け合いをするという気持ちを育みましょう
- 一人ひとりが地域の一員であるという意識を持ち、地域の課題を「我が事」として考えましょう
- 地域でどのような活動が行われているか関心を持ち、参加しましょう
- 町や社協が実施している福祉の取組や出前講座に参加しましょう
- 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会などを開催し、福祉学習の機会をつくりましょう

町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①子どもの思いやりの心を育むため、認知症に関する基礎知識と、認知症の人に対する接し方を学ぶ機会を提供します。	○小中学生向け認知症サポーター養成講座	健康福祉課
②福祉教育を充実するため、教職員の研修を実施します。	○福祉施設の見学 ○福祉に関する研修会の実施	こども教育課
③児童生徒の健全育成を図るため、非行の未然防止や早期対応につながる取り組みを行います。	○薬物乱用防止、情報モラルに関する教育の実施 ○学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、連携対応	こども教育課

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①学校における福祉教育への支援活動	学校における福祉教育やボランティア学習の推進を図るため、町内の小中学校7校を「学童・生徒のボランティア活動普及事業」協力校に指定し、協働による福祉体験学習を推進します。また、福祉教育を充実するため、教職員の研修や学校生活を支えるボランティアを養成します。 ○連絡会議の開催 ○福祉教育出前講座 ○教職員のための福祉セミナーの開催 ○学校支援ボランティアの養成
②学童・生徒を対象とした講座の開催	学童・生徒を対象に、福祉やボランティア活動への理解や関心を高めることを目的とした講座を開催します。 ○ボランティアチャレンジスクールの開催
③地域福祉新聞（小中学生版）の発刊	各学校におけるボランティア活動や福祉教育の取り組み等について、地域福祉新聞に掲載し、地域住民への普及啓発を図ります。
④世代や障がいを超えた交流事業	子どもや高齢者、障がい者など、町民の交流の機会をつくり、相互理解を促進するとともに、地域における生きがいづくりを推進します。 ○世代間交流事業

## 基本施策2 地域福祉を推進する担い手の育成

### 【現状と課題】

本町では、ボランティア等に関する各種講座・研修会を開催していますが、各種団体の高齢化、新たな人員確保が課題となっています。

アンケート調査によると、福祉は行政と住民が連携して取り組むべきであるとの意見が多くみられた一方で、地域活動やボランティア活動に参加している割合は約2割となっています。

引き続き、各種講座の開催等により、担い手の育成を行うとともに、新たな担い手の確保が必要です。

### 【取組の方向性】

地域福祉の推進は、行政や福祉関係者だけで取り組むのではなく、地域の課題解決に向けて年齢や性別等を問わず住民一人ひとりや、企業、行政等が知識や経験、アイデア等を出し合いながら町民・地域・行政が一体となって協働していくことが重要です。

ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化につながるよう支援します。また、ボランティア養成講座等の担い手の育成につながる事業を展開します。さらに、有償ボランティアについて検討していきます。

### 【関連するSDGsの目標】



### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 地域活動やボランティア活動に関心をもちましょう
- 特技や経験を活かし、できることからボランティア活動に参加しましょう
- ボランティア活動などに身近な人と声をかけ合い積極的に参加しましょう
- 町や社協等が実施する各種ボランティア養成講座や福祉講座などに参加しましょう
- ボランティア活動講座、体験事業などへの参加を積極的に呼びかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう働きかけましょう
- 参加しやすいボランティア活動のあり方や気軽にボランティア活動ができる仕組みをみんなで考えましょう
- 各種団体では、地域活動やボランティア活動を知ってもらうため、ホームページやSNS、回覧板等を活用し、周知に努めましょう

町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①認知症サポーター養成講座や手話奉仕員養成研修等の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症サポーター養成講座</li> <li>○認知症サポーターステップアップ講座の開催</li> <li>○手話通訳者等養成講習会開催事業の実施</li> </ul>	健康福祉課
②ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの機会の確保及び育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアの育成・活動支援</li> <li>○各種講座・研修会の開催</li> <li>○活動団体、ボランティア団体の周知</li> <li>○公民館講座の開催</li> </ul>	生活環境課 生涯学習課
③生活支援コーディネーターと連携して、地域福祉を推進する担い手の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活支援体制整備事業</li> </ul>	健康福祉課

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①ボランティア養成講座の開催	<p>障がい者や高齢者等の理解及び支援活動の参加に必要な講座を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手話・朗読・点字講座</li> <li>○傾聴講座</li> <li>○災害時対応講習会</li> <li>○シニア・団塊世代のボランティア活動講座</li> </ul>
②ボランティア団体への支援	<p>社会福祉関係等のボランティア団体及び個人により構成された連絡協議会の事務局としての役割を担うとともに、各種活動における支援と助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉ボランティア連絡協議会</li> <li>○活動機器整備・貸し出し</li> </ul>
③団体・機関との連携	<p>町が設置するボランティア支援センター「きらり館」との連携を図るとともに、社会福祉関係等のボランティア活動がより円滑にかつ効果的に進行されるよう支援を行います。また、ボランティア活動を安心して行うことができるよう、個人や団体等の活動内容に沿った保険加入を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動保険の加入促進</li> </ul>
④生活支援体制整備事業 [町受託事業] 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	<p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成講座</li> </ul>

## 基本施策3 地域活動と参加の促進

### 【現状と課題】

地域での支え合い、助け合いを進めていく上で、誰もが、地域の課題に関心を持ち、解決につながることができるような、日ごろの近所づきあいや地域活動への参加等が重要です。

アンケート調査によると、前回調査時よりも地域活動やボランティア活動に対する関心や参加率が低くなっています。地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつなげる必要があります。

### 【取組の方向性】

地域での活動の促進に向けて、一人ひとりの能力や経験を活かしながら住民が積極的に参加できるように、情報提供やコーディネートを行います。

また、町内会・自治会活動の支援を行うことで地域での交流を促進し、地域の支え合いの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加し、地域に関心をもつ人を増やしていきます。

### 【関連するSDGsの目標】



### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 地域の祭り・伝統行事、各種のイベントなどに積極的に参加しましょう
- 地域で活動している人や団体に自主的に協力しましょう
- 地域の一員であるという意識をもち、地域行事や地域の中での役割を引き受けるなど積極的に関わりましょう

町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①地域住民と意見交換の場を設けて、地域の現状を把握し、課題解決や地域活動の推進を図ります。	○地区懇談会の実施	政策課
②民生委員児童委員活動の支援を行うとともに、地域の情報を共有することによって協力体制の充実を図ります。	○民生委員児童委員協議会定例会の開催、研修会の実施	健康福祉課
③地域自治組織が自主的かつ円滑に活動できるよう支援します。	○広報や町ホームページ等による自治会の加入促進	総務課
④生活支援コーディネーターと連携して、地域活動への参加の促進を図ります。	○生活支援体制整備事業	健康福祉課

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①地域福祉団体への支援・協力	老人クラブなどの地域福祉団体の活動を支援・協力し、活動の周知や活性化を図ります。 ○老人クラブ連合会 ○赤十字奉仕団
②地域活動の情報発信	地域福祉事業に対する理解や福祉活動への参加・参画を促進するため、情報を発信します。 ○社協情報誌「ぼけっと」 ○社協ホームページ ○SNS（Twitter、Facebook） ○地域福祉新聞
③生活支援体制整備事業 [町受託事業] 生活支援コーディネーター（地域 支え合い推進員）の配置【再掲】	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等を行います。 ○人材育成講座
④元気シニア応援窓口（ぷらっと）事業への協力促進	町老人クラブ連合会の「元気シニア活躍応援窓口」設置に伴い、シニア世代の社会参加を促進し、地域の人材活用を図ります。 ○総合相談 ○情報発信



## 基本目標2 地域の絆づくり

### 基本施策1 顔の見える関係づくり

#### 【現状と課題】

アンケート調査によると、前回調査時よりも近所付き合いの必要性について、「必要がない」と回答した割合が増加しているものの、9割が近所付き合いや地域のつながりが必要だと回答しています。

地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々の増加が懸念される中、若い世代を含むすべての地域住民が日頃の声かけや交流を進め、地域の助け合いや支え合いにつながる取り組みを推進することが必要です。また、子どもから高齢者、障がい者等すべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていくことも必要です。

#### 【取組の方向性】

住民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるうえで、日頃からの近所づきあいを通して、互いの顔が見える関係を築きながら、助け合い、支え合う活動を推進することが重要です。

地域での声かけや支え合いの必要性を感じて、町民の地域意識を高め、あいさつなど近所付き合いの活発な、お互いの顔が見える地域づくりに努めます。

#### 【関連するSDGsの目標】



#### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 地域でお互いに顔見知りになるよう、あいさつや声かけをしましょう
- 隣近所とのつながりを大切にし、顔が見える関係を築きましょう
- 困った時にお互いが支え合うことができるように、話し合いの機会をつくるなど、情報交換を積極的に行いましょう
- 地域の祭り・伝統行事、各種のイベントなどに積極的に参加しましょう

町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①地域住民や協力事業者が、日常生活や通常業務を行いながらさりげない見守り活動を行います。	○安全・安心見守りネットワーク事業の実施 ○安全・安心見守りネットワーク事業民間協力事業者登録制度の実施	健康福祉課
②地域や学校等の活動を通じて積極的にあいさつ運動を進めます。	○あいさつ活動の実施 ○あいさつ週間を設置とあいさつ運動の実施	こども教育課
③地域の声かけ・あいさつ運動を周知啓発し支援します。	○ボランティア活動の推進（促進・周知啓発）	生活環境課
④交通安全の街頭啓発活動や講習会を通じて、地域の交通ルールや生活マナー等の遵守を呼びかけるとともに、地域交流を促進します。	○交通安全早朝啓発活動	総務課

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①あいさつ運動の推進	情報の発信や関係機関・団体等と連携し、地域の声かけ・あいさつ運動を推進します。



## 基本施策2 身近な地域交流の場の充実

### 【現状と課題】

地域での福祉への関心や理解を深めるためには、子どもから高齢者、障がい者等の交流の機会が重要です。

アンケート調査によると、近所付き合いをしていない割合が3割以上となっています。近所付き合いをしていない理由は「きっかけがない」、「時間がない」、「近所付き合いが苦手」といったものが多くみられました。

こうした中、本町では「ふれあいサロン」等、地域での居場所や交流機会の充実を図ってきました。

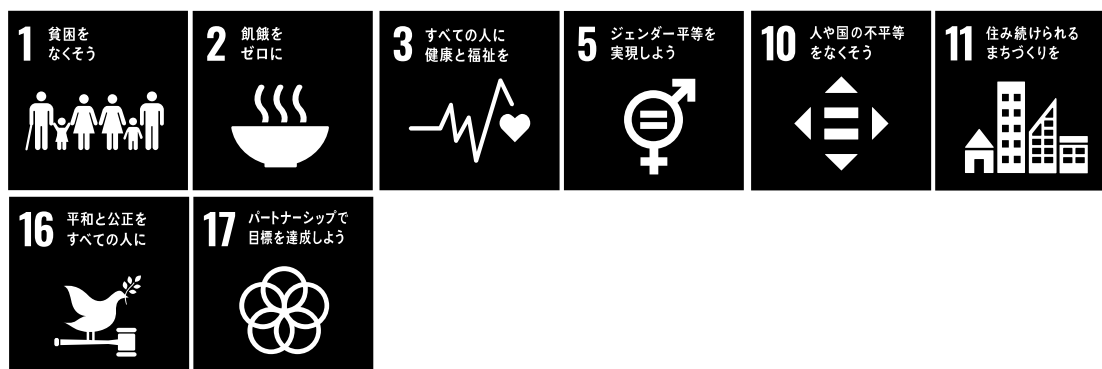
引き続き、住民の地域交流の場を充実させるために様々な方が参加できるような機会を提供していく必要があります。

### 【取組の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大予防の影響もあり、住民の生活様式が多様化する中で、人と人とのふれあいを通してお互いに助け合う心を育む機会が少なくなっています。

感染症対策を講じながら、子どもから高齢者、障がい者等すべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていきます。

### 【関連するSDGsの目標】



#### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、身近な交流を大切にし、顔が見える関係を築きましょう
- ふれあいサロンや地域のいきいの場に行ってみましょう
- 地域の行事等に積極的に参加しましょう
- 交流活動などに身近な人と声をかけ合い積極的に参加しましょう
- 「新しい生活様式」に沿って行動し、感染症の拡大防止と感染予防に努めながら、交流等を行いましょ
- 地域での交流ができるようなイベントや取組を企画しましょう
- 地域の中で世代間交流の機会を設け、交流を深めましょう

町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①地域で閉じこもりがちになっている高齢者等が気軽に集い、交流できる「地域いきいの場」をひまわり館に設置し、交流の場を活用した総合支援に取り組めます。	○地域いきいの場の設置 ○地域包括支援センターと連携した交流の場づくり	健康福祉課
②障がい者の創作活動の場や生産活動の機会を提供し、地域生活の支援を図ります。	○地域活動支援センター事業の実施	健康福祉課
③高齢者が地域で孤立することなく、元気に安心して生活できるよう、ふれあいサロンを開設し、助言や支援を行います。	○ふれあいサロン事業	健康福祉課
④全世代を対象とした、テニス、グラウンドゴルフ、ソフトバレー、ヨガ、各種体操などの各種スポーツ事業を実施します。	○のぎスポレクフェスタの開催	生涯学習課
⑤各種団体等の地域交流活動を支援します。	○国際交流協会による事業の実施 ○スポーツ教室の開催	生涯学習課

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①地域交流活動の開催	各地域福祉団体等と連携を図りながら、社会参加及び交流機会の充実を図ります。 ○ひとり暮らし高齢者の交流事業 ○世代間交流事業
②配食サービス（友愛訪問）事業 [町受託事業]	配食ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者等へ昼食を宅配し、安否確認や見守りを行います。
③ふくしのつどいの開催	地域住民が福祉についての理解や関心を得るための啓発活動を行います。
④老人福祉センター管理運営 [町受託事業]	高齢者福祉の増進を図るため、講座などの各種事業を行い、高齢者が楽しく健康的に、生きがいのある日常生活を過ごすことができるよう施設運営を行います。 ○生きがい講座

## 基本施策3 多様な主体によるつながりづくり

### 【現状と課題】

本町では、地域ケア会議、障がい者自立支援協議会等、様々な機会を通じて、福祉に関係する事業所・団体等による連携を図っています。

近年では、高齢者等の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、子育て中に親の介護を担うダブルケア、8050問題といった複合的課題を抱えている世帯もあり、引き続き、関係機関の連携の強化を図る必要があります。

また、地域活動を活性化させていくうえで、横のつながりや情報共有が必要です。

### 【取組の方向性】

地域では、様々な人や団体が活動しており、地域における課題を解決していくためには、地域住民が主体となり、町や社協が連携することが重要です。

地域における関係団体等の連携の促進に向け、互いの活動を理解するための場の提供や情報の提供等の支援を行い、ネットワークでの情報共有化を図るとともに、積極的な情報公開・広域のPRを行うことで、多様な主体による新たなつながりの構築に努めます。

### 【関連するSDGsの目標】



#### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 地域の座談会や研修会に参加しましょう
- 様々な分野で活動する人たちと交流し、意見交換しましょう
- 他分野と協働し地域でできることを考えてみましょう



町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括ケアシステムの構築</li> <li>○地域包括支援センターの機能強化（認知症施策の推進等）</li> <li>○介護予防、フレイル予防事業の強化</li> </ul>	健康福祉課
②地域の障がい福祉に関する現状と課題を共有し、課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の障がい福祉に関する中核的な役割を果たす定期的な協議の場としての自立支援協議会の設置</li> <li>○地域における必要なサービスや資源の開発</li> </ul>	健康福祉課
③地域子育て支援センターや児童館、児童センター等を活用し、親子を対象とした交流事業の開催や情報交換の場の提供等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援拠点事業</li> <li>○児童館・児童センター事業</li> <li>○おはなし会の開催</li> <li>○ブックスタート事業</li> </ul>	こども教育課 図書館

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①地域座談会等の開催	地域住民と意見交換を行い、地域の困りごとや要望等を把握し、地域における福祉活動につながるよう支援します。
②区・自治会との協働	地域課題の解決に取り組むため、区、自治会活動の普及啓発活動を通じ、協働で新たな仕組みづくりを支援します。
③社会福祉ボランティア連絡協議会の支援	研修会や交流会、各種大会等への参加を通じて、ボランティア相互の連携・情報交換・交流を図ります。

## 基本目標3 みんなでつくる安全・安心のまちづくり

### 基本施策1 災害時・緊急時の支援体制の強化

#### 【現状と課題】

近年は地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、非常時の地域での助け合いが求められています。

アンケート調査によると、災害時の避難支援に関して地域の協力が必要であると考えている方が3割程度みられました。

今後、防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がい者、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。

#### 【取組の方向性】

平常時から地域の中でのつながりがつくれるよう促し、お互いに声をかけあい避難できるようにするとともに、高齢者や障がい者、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進等を行います。

また、災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

#### 【関連するSDGsの目標】



#### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 災害時にすぐに避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路などを確認しましょう
- 緊急時でも地域で助け合えるように、日ごろから隣近所で声をかけ合う習慣をつけましょう
- 近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方など、災害時や緊急時の要支援者について把握しましょう
- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう
- 災害時の避難に支援が必要な人は、災害時要配慮者の登録をしましょう

町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①災害時要配慮者の情報を平常時から関係機関や地域の支援者と共有するとともに、支援体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心見守りネットワーク事業の周知及び関係機関との連携</li> <li>○災害時要配慮者への支援対策の推進</li> <li>○福祉避難所の確保・拡充、連携</li> <li>○災害時要配慮者の把握</li> </ul>	健康福祉課 総務課
②地域自治組織や自主防災組織等との連携により、防災対策の充実を図ります。	○防災訓練・避難訓練の実施	総務課
③平常時の活用も考慮した防災無線の整備を促進します。	○防災無線の整備・拡充	総務課
④災害発生時に備えて、地域の防災意識を高めるための啓発を実施します。	○防災意識の普及啓発	総務課
⑤防災備蓄品の確保・充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業所との災害協定の締結</li> <li>○各避難所備蓄品の常備・拡充</li> </ul>	総務課
⑥洪水・道路冠水ハザードマップを作成・配布し、災害時等における町民の安全を確保します。	○洪水・道路冠水ハザードマップの作成・配布	総務課

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①災害ボランティアセンター設置・運営	<p>災害発生時に町災害対策本部及び関係機関等と連携し、被災者の支援ニーズとボランティア活動を調整する役割を担うことから、平常時に訓練や研修・マニュアルの見直し等を通して、支援体制の強化や充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアセンター設置・運営訓練</li> <li>○災害ボランティア(コーディネーター)養成講座</li> <li>○災害ボランティア活動マニュアルの検証・更新</li> <li>○備蓄品、救援機材の確保</li> <li>○災害時支援機関・団体との連携</li> </ul>
②要配慮者情報の収集・共有・活用	<p>平常時から要配慮者、避難行動要支援者の把握に努め、行政機関と連携を図りながら災害発生時における要配慮者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に結びつけていきます。</p>



## 基本施策2 日常生活における見守り体制の充実

### 【現状と課題】

本町では、民間事業者も含めた安全・安心見守りネットワーク事業を行い、見守り活動を行っています。

アンケート調査によると、地域の方に見守りや声掛けを望む方が多くみられました。

引き続き、高齢者や障がい者、子育て家庭など支援を必要とする人を地域で見守り、手助けや相談機関につなげていけるよう、日常生活における見守り体制の充実が必要です。

### 【取組の方向性】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守り、ふれあいサロンへの参加等を通じて、何かあったときには助けあえる地域づくりを進めます。

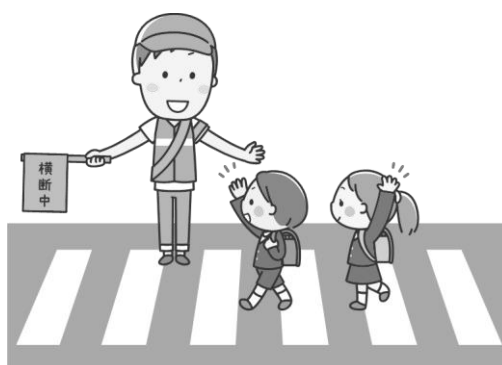
多様な活動主体による見守りの仕組みをつくることにより、重層的な地域での見守り活動を推進します。

### 【関連するSDGsの目標】



### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 普段から、近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方などに対する「見守り」や「声かけ」を行いましょう
- 小・中学校の登下校時間に合わせた見守りや声かけを、散歩などの機会を利用して積極的にいきましょう
- 個人や地域で対応が困難な場合は、町や社協、関係機関等に連絡しましょう



町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①支援を必要とする方を地域住民が日常的に見守ることで地域から孤立する事を防ぎ、異変を早期に発見できるように、必要な援助を行います。また、災害時には出来る限りの支援を行います。	○安全・安心見守りネットワーク事業の実施 ○関係機関との連携体制の整備 ○安全・安心見守りネットワーク事業の必要性の周知、拡大・推進	健康福祉課
②高齢者世帯などを対象に、急病や災害等の緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるよう、緊急通報装置を貸与するとともに、制度の周知を図ります。	○高齢者の緊急通報装置設置事業	健康福祉課
③民間企業との協定等により、地域の見守り活動が円滑に行われるよう支援します。	○民間企業との見守りに関する協定締結 ○安全・安心見守りネットワーク民間協力事業者登録制度の実施	健康福祉課
④高齢者が地域で孤立することなく、元気に安心して生活できるよう、ふれあいサロンを開設し、助言や支援を行います。【再掲】	○ふれあいサロン事業	健康福祉課
⑤地域で閉じこもりがちになっている高齢者等が気軽に集い、交流できる「地域いこいの場」をひまわり館に設置し、交流の場を活用した総合支援に取り組みます。【再掲】	○地域いこいの場の設置 ○総合サポートセンター、地域包括支援センターと連携した交流の場づくり	健康福祉課
⑥認知症に関する知識の啓発、予防への取組を行います。認知症サポーターが地域で活躍できる体制を構築します。	○認知症サポーター養成講座の開催 ○認知症サポーターステップアップ講座の開催	健康福祉課
⑦地域防犯パトロール団体や、町職員及び学校職員による児童・生徒の下校時の防犯パトロールによる通学路等の巡回を実施します。	○防犯パトロール	総務課
⑧児童生徒の安全のため、学校ボランティア等による下校時の見守りの実施や支援を行います。	○学校支援ボランティアによる下校時の見守り ○スクールガードリーダーによる下校時の巡回	こども教育課

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
⑨高齢者及び障がい者等で、ごみ出しが困難な世帯に対し、ごみ出しの支援を行うとともに、安否や健康状態などを確認することにより、安心して暮らせる生活を支援します。	○ごみ出しサポート事業の実施	生活環境課

### 社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①安全・安心見守りネットワーク事業の支援	町で実施する「野木町安全・安心見守りネットワーク事業」において、地域包括支援センターの事業に関わる役割を担い、関係機関への情報提供・活動支援に努めます。
②配食サービス（友愛訪問）事業【再掲】	配食ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者等へ昼食を宅配し、安否確認や見守りを行います。
③要配慮者情報の収集・共有・活用【再掲】	平常時から要配慮者、避難行動要支援者の把握に努め、行政機関と連携を図りながら災害発生時における要配慮者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に結びつけていきます。

## 基本施策3 様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり

### 【現状と課題】

アンケート調査によると、必要な町の地域福祉事業については移動支援が最も高く、ひまわり館の事業については「健康・福祉・介護等の総合相談」が高くなっています。

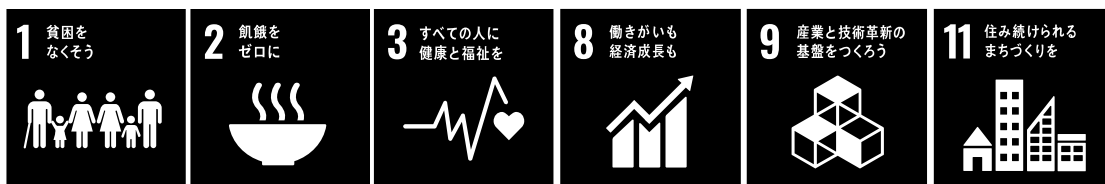
制度にのっとった福祉サービスでは対応できない制度の狭間の問題や8050問題やダブルケアなど複数の生活課題を抱える人など、多様化・複雑化する福祉課題に適切に対応するため、各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実等が求められます。

そのほか、認知症高齢者の増加や障がい者の家族の高齢化が進む中、成年後見制度の利用促進や、権利擁護をより一層の充実していく必要があります。

### 【取組の方向性】

地域のふれ合い・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要配慮者に対して、様々な専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

### 【関連するSDGsの目標】



### みんなに取り組んでもらいたいこと

- ひとりで悩まずに相談をするようにしましょう
- 町や社協などが発信する情報の収集に努めましょう
- 地域では様々な悩みを抱えた人がいるということを理解しましょう
- 地域で支援を必要としている人を、相談窓口につなげましょう

## 町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①犯罪や非行の防止に努めるとともに、自立更生者への支援を行います。	○保護司をはじめとする関係機関との連携強化 ○社会を明るくする運動の実施 ○適切な支援を行うための相談体制の充実	健康福祉課
②地域包括支援センター、社会福祉協議会、シルバー人材センターと連携し、多様なニーズや複雑化する状況に対応できるよう、各種福祉サービスの必要量の確保や質の向上に努めます。	○生活支援コーディネーターによる地域課題の把握 ○地域住民との連携による、地域の実情に合わせた生活支援サービスの検討 ○既存の高齢者福祉サービスの利用状況の把握 ○障がい者自立支援事業の実施 ○地域生活支援事業の実施	健康福祉課
③生活に困窮している町民に対し、自立支援に向けた支援プランの作成や生活の安定に向けた支援を実施します。	○困窮者自立支援事業の実施	健康福祉課

## ＜再犯防止推進計画＞

## (1) 再犯防止推進計画の位置づけ・期間

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条の規定に基づき、本町における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画として位置づけます。

また、期間については「第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連携し、推進することから、同じ期間（令和4年度から令和8年度まで）の5年間とします。

## (2) 今後の方向性

更生保護の取組として、自立更生者が社会の中で孤立することがないように、社会を明るくする運動をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、自立更生者への立ち直りに対する理解を促します。

また、更生保護に携わる関係団体の活動支援や、生活困窮者自立支援事業を活用できるよう関係団体と連携し、適切な支援につなげます。

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①ふれあい福祉総合相談事業	<p>町民が抱える様々な生活上の悩みや問題等に関して、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行うための各種相談事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○心配ごと相談の実施</li> <li>○法律相談の実施</li> <li>○司法書士相談の実施</li> <li>○介護相談の実施</li> <li>○ボランティア相談の実施</li> <li>○各種相談機関の紹介ガイドブックの見直し</li> </ul>
②資金貸付事業	<p>低所得者世帯等に対して経済的自立と生活意欲の向上を支援するため、必要な資金の貸付と相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉金庫貸付事業</li> <li>○生活福祉資金貸付事業</li> </ul>
③日常生活自立支援事業	<p>高齢・障がい等により判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、福祉サービスに関する情報提供や相談支援、日常的な金銭管理の支援を行います。</p>
④緊急食料等給付事業	<p>緊急的かつ一時的に生活を維持することが困難な世帯に対して、総合サポートセンター「ひまわり館」と連携を図りながら、食料等の支援を行います。</p>
⑤一時お預かりサービス事業	<p>高齢・障がい等により一時的に金銭管理ができない方に対して金銭管理を行い、安心して生活ができるように支援を行います。</p>

相談室



## 基本施策4 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

町内には多くの高齢者や障がい者が生活されている中、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、自分で契約をしたり、財産管理をしたりすることが困難な人が増加していくことが想定されます。

アンケート結果では、成年後見制度の認知度について、「よく知っている」と「少し知っている」を合わせた“知っている”の割合は約4割となっているものの、「よく知っている」と回答した割合は1割未満となっています。

成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。

### 【取組の方向性】

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、高齢者、障がい者、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し支援するため、成年後見制度利用促進基本計画を作成し、制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

### 【関連するSDGsの目標】



### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 性別、年齢、障がいの有無や国籍などにとらわれず、お互いに理解し合いましょう
- 成年後見制度の内容の理解を深めましょう
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう
- 虐待の可能性があるなど、支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう

町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①虐待の早期発見や適切な対応のため、関係機関での情報共有を図るとともに、虐待防止の啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者虐待防止センターの設置</li> <li>○障がい者虐待防止等連携協議会の設置</li> <li>○要保護児童対策地域協議会の開催</li> <li>○個別ケース会議の開催</li> <li>○野木町虐待防止対策庁内連絡会議の開催</li> <li>○DVに関する相談窓口対応、関係機関との連携</li> <li>○DV防止の啓発活動（広報、パープルリボン運動等）</li> <li>○地域包括支援センター等、関係機関と連携した支援体制の強化</li> </ul>	健康福祉課 こども教育課 生活環境課
②人権問題、障がい者差別防止などの積極的な啓発に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権講演会、人権講話の実施</li> <li>○人権相談の実施</li> <li>○人権教育の実施</li> <li>○人権の花運動の実施</li> <li>○人権週間の実施</li> <li>○人権に関する作品の募集</li> <li>○いじめ撲滅会議の実施</li> <li>○障がい者差別解消法の啓発</li> </ul>	生活環境課 こども教育課 生涯学習課 健康福祉課
③成年後見制度の周知や利用促進を働きかけるとともに、相談窓口及び対応体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度利用促進基本計画（次ページ）参照</li> </ul>	健康福祉課

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①法人後見事業	認知症の高齢者や障がい等で、意思決定が困難な方の判断能力を補うため、法人が成年後見人等となって支援を行います。
②日常生活自立支援事業【再掲】	高齢・障がい等により判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、福祉サービスに関する情報提供や相談支援、日常的な金銭管理の支援を行います。



## <成年後見制度利用促進基本計画>

### (1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ・期間

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づき、本町における成年後見制度の利用促進に関する取組について、基本的な計画として位置づけます。

また、期間については「第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連携し、推進することから、同じ期間（令和4年度から令和8年度まで）の5年間とします。

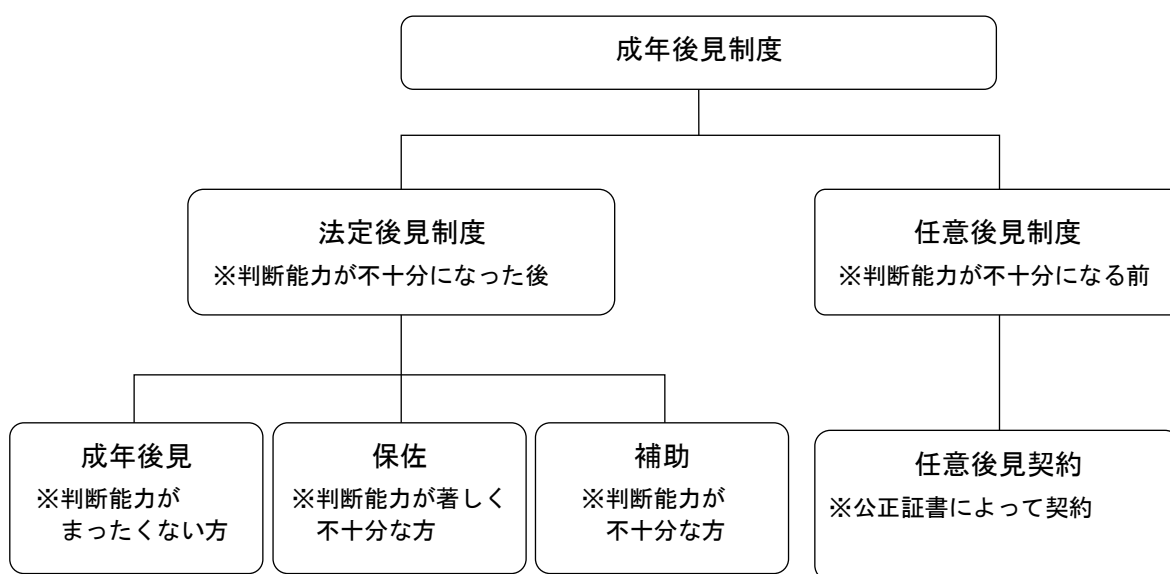
### (2) 今後の取組・方向性

#### 町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
<p>①行政・家庭裁判所・専門機関等が連携し、支援を必要とする方を早期発見し、適切な支援につなげるための体制を構築します。</p> <p>また、支援の必要な方に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者・成年後見人等が「チーム」として協力し、日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。</p>	○地域連携ネットワークの構築	健康福祉課
<p>②中核機関の機能強化を図ります。</p> <p>広報機能 成年後見制度利用促進のため、広報紙やホームページ等で情報発信や研修会などの開催を通じて、町民や関係機関に幅広く普及啓発を行います。</p> <p>相談機能 権利擁護に関する相談を受け付け、成年後見制度に関するアセスメント、ニーズ把握等を実施します。</p> <p>成年後見制利用促進機能 本人のニーズに合うように成年後見人等の推薦・マッチング支援を実施します。</p> <p>後見人等支援機能 成年後見人等の後見活動に関する相談に応じ事例検討会を開催する等、成年後見人等を支援します。</p>	○中核機関の運営 ○利用促進協議会の設置	健康福祉課

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
③経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方に対して、申立費用と後見人等への報酬の助成を実施します。	○成年後見制度利用支援事業の実施	健康福祉課
④権利擁護支援や成年後見人等の担い手の養成・確保に向けた活動を検討します。	○担い手の確保及び支援	健康福祉課

成年後見制度のイメージ図



## 基本目標4 地域福祉の仕組みづくり

### 基本施策1 重層的支援体制の充実

#### 【現状と課題】

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

本町では、総合サポートセンター「ひまわり館」を開設し、相談支援体制の充実を図っていますが、アンケート調査では、日常生活の困り事の中での相談相手について、約1割が「いない」と回答しています。

近年では、複合化・複雑化する課題を抱える場合もあり、適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあります。問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

#### 【取組の方向性】

子ども、高齢者、障がい者等が、国籍を問わずに、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

また、様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職員の充実と、関係機関等との連携による総合的な相談支援体制の充実を図ります。さらに、総合サポートセンターを中心に、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施します。

#### ①相談支援

- 介護・障がい・子ども・生活困窮の相談を、属性に関わらず受け止める。  
【包括的相談支援事業】
- 複合化・複雑化した課題に対して、支援関係者全体を調整する。  
【多機関協働事業】
- 支援につながりにくい方たちに対してアウトリーチを行う。  
【アウトリーチ等による継続的支援事業】

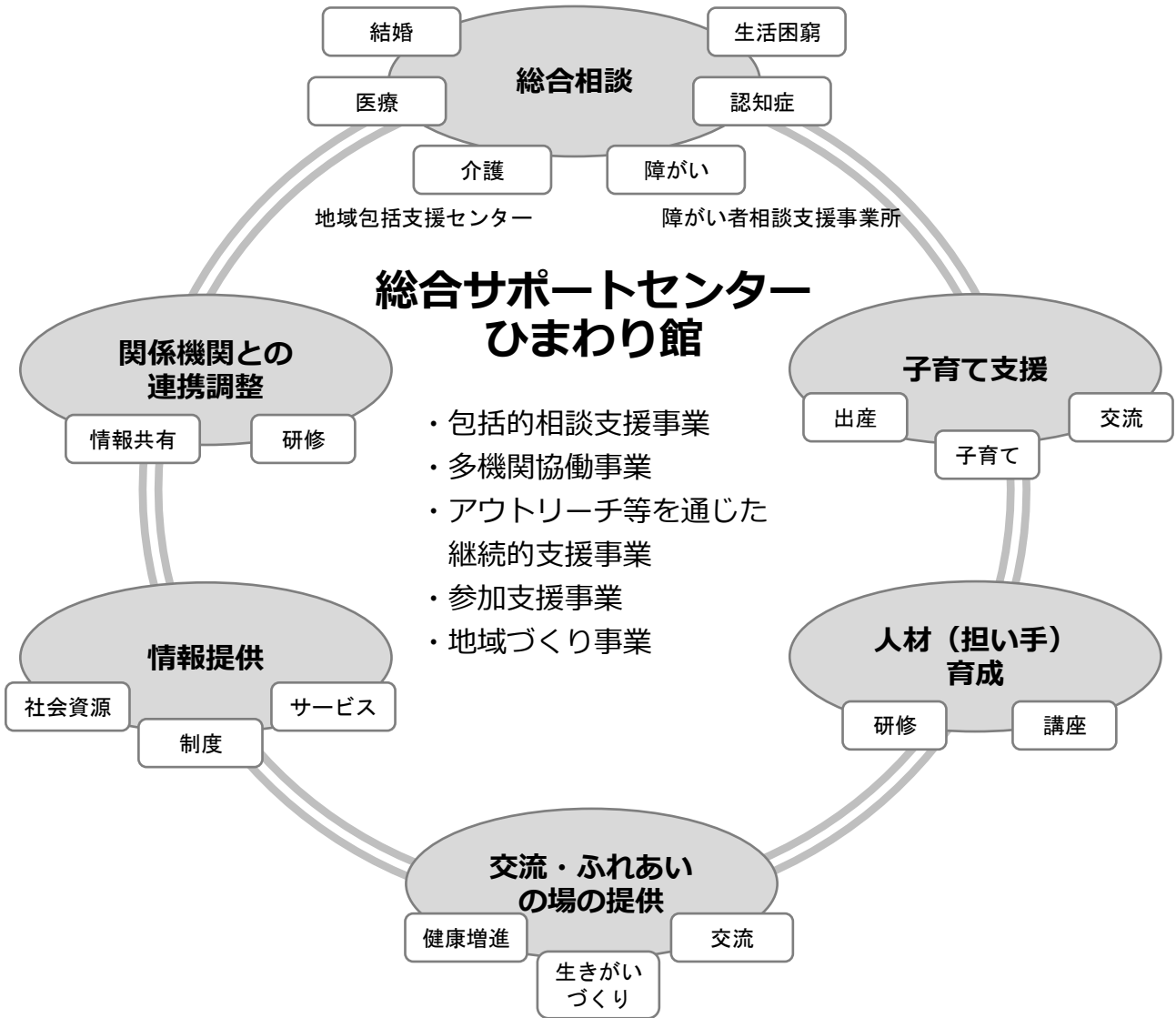
#### ②参加支援

- 既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人やその世帯と地域資源の間を取り持ち、社会とのつながりを回復する支援を行う。  
【参加支援事業】

#### ③地域づくり支援

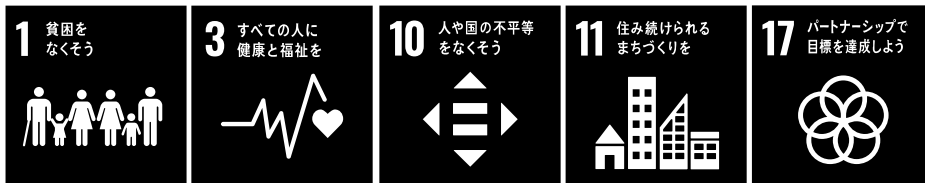
- 介護・障がい・子ども・生活困窮に係る地域づくりの事業を一体的に行い、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する支援を行う。【地域づくり事業】

総合サポートセンター「ひまわり館」を核とした重層的支援体制



※町、社会福祉協議会、多様な団体のみんなが力を合わせて相談業務の対応を行います。

【関連するSDGsの目標】



みんなに取り組んでもらいたいこと

- ひとりで悩まず、誰かに相談するように心がけましょう
- 広報誌やホームページ、SNSを通じて、相談機関についての情報把握を日頃から心がけましょう
- 隣近所に困っている人がいたら話を聞いてみましょう

## 町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①断らない相談支援を実施し、分野を超えた連携体制を強化し、これまで各分野における制度の対象外となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができる体制を構築します。	○重層的支援体制整備事業 ・相談支援 ・参加支援 ・地域づくり支援	健康福祉課
②既存の各相談窓口において、相談者の属性や性別、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち、当該支援機関のみでは解決が難しい場合、適切な支援関係機関と連携を実施します。	【包括的相談支援事業】 ○総合サポートセンター「ひまわり館」における相談支援 ○関係機関との連絡体制 ○サービス等に関する情報提供	健康福祉課
③8050問題など複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整します。また、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、関係機関と連携します。	【多機関協働事業】 ○包括的な相談支援体制の構築及び重層的支援体制整備事業の中核としての総合サポートセンター「ひまわり館」の運営 ○支援関係機関の役割分担	健康福祉課
④潜在的なニーズを抱える人を早期発見するために支援関係機関等と連携し、つながりの中から相談者の把握に努めます。また、ニーズを抱えている人に直接支援を届けるために、家庭訪問を実施します。本人と接点を持った後も、適切な支援関係機関等につながるための同行支援を行います。	【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】 ○支援関係機関や地域住民等との連携を通じた情報収集 ○家庭訪問 ○同行支援	健康福祉課
⑤介護、障がい、子ども、生活困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を行います。	【地域づくり事業】 ○世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネート ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化	健康福祉課

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
<p>⑥既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応するため、本人のニーズと地域の資源とのコーディネートを行うことで、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を行います。</p>	<p>【参加支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会とのつながりを作るための支援</li> <li>○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチング支援</li> <li>○本人への定着支援と受け入れ先の支援</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>
<p>⑦子どもたちが健やかに成長していくため、また母親が自信をもって育児に取り組むための妊娠期からの切れ目ない支援として、各種健診、教室、相談等を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関や子育て支援機関と連携による、妊娠・出産・育児に関する切れ目のないサポートの実施</li> <li>○幼児ことばの教室事業</li> </ul>	<p>健康福祉課 こども教育課</p>
<p>⑧児童虐待の予防及び早期発見のため、幼稚園・保育所・学校等と連携を図り、早期対応に努めるとともに、地域における支援体制の強化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童対策地域協議会の開催</li> <li>○個別ケース会議の開催</li> <li>○関係機関との連携強化</li> </ul>	<p>こども教育課 健康福祉課</p>
<p>⑨高齢者やその家族に対して、継続的な相談支援体制を確立するために、相談システムの充実や、地域包括支援センターなどの関係機関との連携の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の相談窓口の周知</li> <li>○支援体制の強化</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>
<p>⑩障がい者やその家族の相談に応じ、住み慣れた地域での自立した日常生活を営むための支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援事業の実施</li> <li>○関係機関との連携及び情報共有</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>
<p>⑪小中学校において、スクールカウンセラー・臨床心理士・相談員等による相談体制の充実等による教育相談の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談</li> <li>○巡回相談</li> <li>○教育支援委員会の開催</li> <li>○あすなろ教室事業</li> <li>○幼・保・小連絡協議会の開催</li> </ul>	<p>こども教育課</p>





### 社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①ふれあい福祉総合相談【再掲】	<p>町民が抱える様々な生活上の悩みや問題等に関して、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行うための各種相談事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○心配ごと相談の実施</li> <li>○法律相談の実施</li> <li>○司法書士相談の実施</li> <li>○介護相談の実施</li> <li>○ボランティア相談の実施</li> <li>○各種相談機関の紹介ガイドブックの見直し</li> </ul>
②地域包括支援センターによる高齢者総合相談の支援[町受託事業] ○本センター（ひまわり館内） ○サブセンター（ホープ館内）	<p>高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等の実施や各関係機関との連携強化とネットワークにより、地域で支え合う体制づくりに努めます。</p>

## 基本施策2 福祉に関する情報提供

### 【現状と課題】

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っている等、地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。

アンケート調査では、情報を得る手段が年代によって異なっており、若い世代ほど家族・親戚、インターネットが高くなっている一方で、年代が高くなるにつれ、テレビ・新聞、近所の人が多くなっています。

また、福祉に関する情報提供については、十分入手できている人は4割程度となっており、インターネットを含めた多様な媒体による情報提供が求められています。支援が必要な人が円滑に相談機関につながるよう、情報提供の充実や様々な相談機関の周知が必要です。

### 【取組の方向性】

子どもから高齢者まで、必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。

また、音声コードや点字など個人の状況にあった形での情報発信に努めるとともに、ニーズに応じてデジタルデバイド解消のための講座等を充実し、必要な情報を必要な人に届けられるよう、情報バリアフリーを推進します。

### 【関連するSDGsの目標】



#### みんなに取り組んでもらいたいこと

- 町や社協が発行する情報誌、ホームページ、SNSなどを利用し、積極的に福祉に関する情報の収集をしましょう
- 地域の身近な人と、困った時の相談先について情報共有をしましょう



## 町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①町広報・ホームページ・SNS等を活用して、地域の様々な福祉に関する情報提供を行います。	○関係機関からの福祉に関する情報収集 ○利用者への適切でわかりやすい情報提供	健康福祉課
②町の窓口業務や手続き、施設などを紹介する冊子「暮らしのガイドブック」を発行します。	○「暮らしのガイドブック」発行 ○関係機関からの福祉に関する情報収集 ○利用者への適切でわかりやすい情報提供	総務課 健康福祉課
③高齢者等に配慮した情報の提供に努めます。	○認知症ケアパスの配布 ○利用者への適切でわかりやすい情報提供	健康福祉課

## 社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①福祉サービスの内容や利用方法の情報提供	町民が利用できる福祉サービスを様々な媒体を活用して情報を発信し、町の福祉サービスの普及啓発及び利用促進を図ります。 ○社協情報誌「ぼけっと」 ○社協ホームページ ○SNS (Twitter、Facebook) ○社協ガイドブックの改訂
②点字・音訳による情報提供	視覚障がい者に対して、生活上必要な情報を点字、デイジーCDにより提供を行います。



## 基本施策3 生活支援体制の充実

### 【現状と課題】

アンケート調査では、自分や家族の老後や、健康、防災・防犯、収入・生活費の心配をされる方が多くなっており、必要な情報としても医療・保健や、高齢者に関すること、福祉サービスに関する情報等が求められています。支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの充実が重要です。

### 【取組の方向性】

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるように努めます。

公共交通網の再編により利便性の向上を図るとともに、福祉有償運送やその他の移動支援サービスにより公共交通機関を利用するのが困難な方への移動支援を行うことにより、全町的な移動のしやすさを図っていきます。

### 【関連するSDGsの目標】



### みんなに取り組んでもらいたいこと

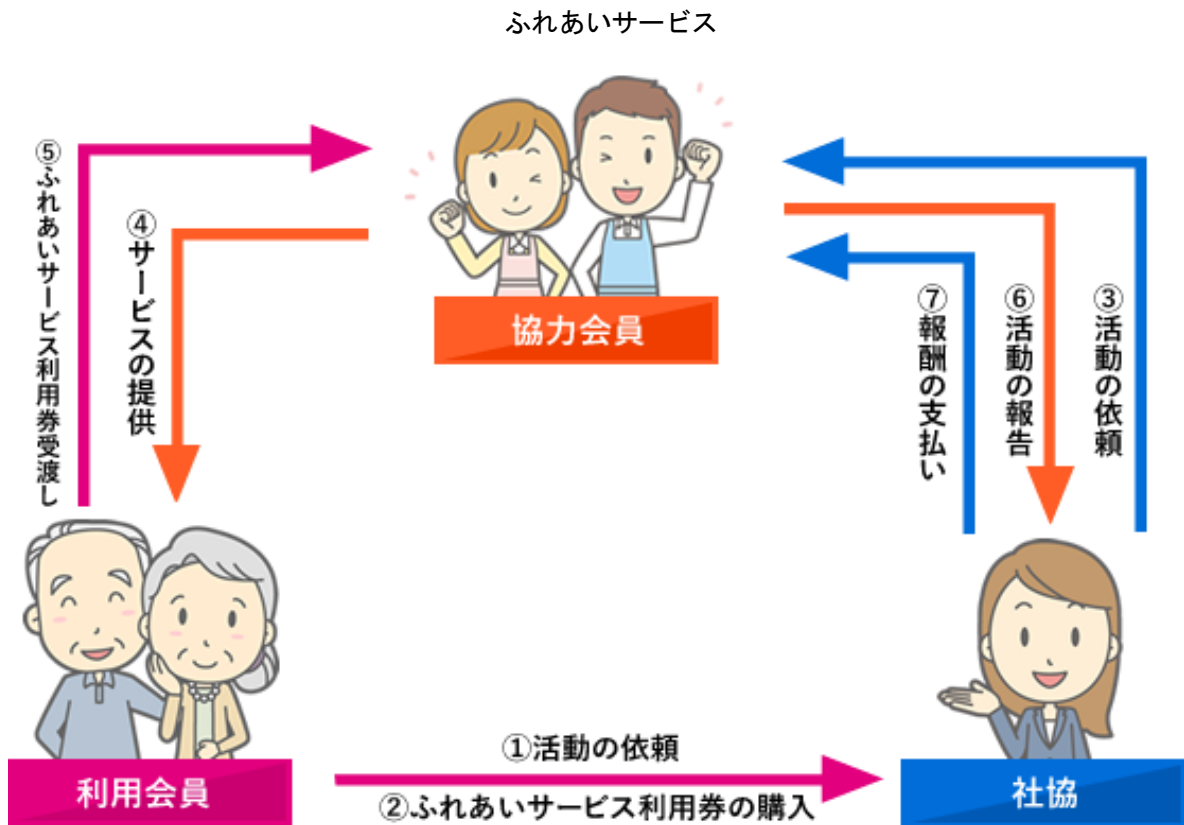
- 地域で移動に困っている人がいたら、外出する際に声をかけ、必要に応じて買い物等の手伝いをするよう心がけましょう
- 地域のサロンやイベントなどに一緒に参加できるよう声をかけてみましょう
- 福祉サービス等が受けられずに困っている人がいたら町や社協に相談しましょう
- 地域での見守り活動等から、地域で困っている人を早期に発見しましょう

## 町が取り組むこと

取組内容・事業の内容	取組・事業	担当課
①高齢者の生活全般に対する外出支援（通いの場への送迎及び医療機関以外への外出支援策を含む）について、多様な主体による支援方法を検討します。	○「介護予防・日常生活ニーズ調査」を活用した高齢者の外出支援に関するニーズを把握・分析、支援策の検討 ○外出支援を行う担い手の育成の検討	健康福祉課
②免許を返納された方や自家用車を所有されない方などの移動が困難な方の「足」となる公共交通として、デマンドタクシーの充実を図ります。	○デマンドタクシーに関するアンケート調査の実施による要望や課題の整理 ○地域公共交通計画に基づく予約システムや増車の検討も含めた詳細な調査の実施、導入等の検討	都市整備課
③自力及び家族等による送迎が困難な高齢者に対し、医療機関等へ通院する際のタクシー代の助成を行います。	○高齢者通院時タクシー利用助成事業	健康福祉課
④障がい者等を対象に、社会参加や余暇活動の際に必要な外出時の支援を行います。	○移動支援事業の実施 ○コミュニケーション支援事業の実施（手話通訳または要約筆記）	健康福祉課
⑤在宅のひとり暮らしの高齢者等を対象に、自立と生活の質の確保を目的とした日常生活の支援を行います。	○軽度生活援助事業	健康福祉課
⑥公共交通機関を利用することが困難な障がい者に対し、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部の助成を行います。	○福祉タクシー事業の実施	健康福祉課
⑦ボランティアなどインフォーマルな社会資源の開発に努めます。	○ボランティア活動支援 ○ボランティア支援センターの運営支援	生活環境課
⑧高齢者及び障がい者等で、ごみ出しが困難な世帯に対し、ごみ出しの支援を行うとともに、安否や健康状態などを確認することにより、安心して暮らせる生活を支援します。【再掲】	○ごみ出しサポート事業の実施	生活環境課

社会福祉協議会が取り組むこと

取組	取組内容
①ふれあいサービス（住民参加型在宅福祉サービス）の充実	高齢者や障がい者など日常生活を営むことに支障のある方に対し、住民相互の支えあいによるごみ出しや買い物支援など、会員制の生活支援サービスを提供します。
②公共交通機関運営支援（デマンドタクシー）〔町受託事業〕	町民の交通手段を確保するための乗り合いタクシーの運行事業を実施し、住民の利用促進及び利便性の確保を図ります。
③外出支援サービス事業の充実〔町受託事業〕	一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉施設や医療機関等への送迎を行います。
④車イスの貸し出し	歩行等が困難で車イスを必要とする町民の日常生活を支援するため、車イスの整備・貸出を行います。
⑤生活支援体制整備事業〔町受託事業〕 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置【再掲】	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等を行います。 ○人材育成講座





## 計画の推進にあたって



## 1 計画の推進体制

本計画の基本理念及び基本目標を実現し、誰もが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、町民や団体等が主体的に活動できるようそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

地域福祉への理解と関心を深め、取組の企画、運営、評価改善まで積極的に参画するしくみに発展させ、町民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの役割をすすめていく必要があります。

### (1) 町民の役割

地域福祉を推進していく力は、地域の担い手である町民です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができることを考え、主体的に福祉活動に参加することが求められます。

自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助けあう地域づくりが可能となります。

また、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

### (2) 行政の役割

町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、町民、ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進していきます。

### (3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中核として、町民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担う必要があります。

今後は、本計画及び年度毎の事業計画における取組の着実な推進とともに、継続的な見直し・改善を行います。また、さらなる地域福祉推進のため、座談会や研修会等を通じて地域住民との意見交換を行い、行政とともに各地域における活動の充実を図ります。

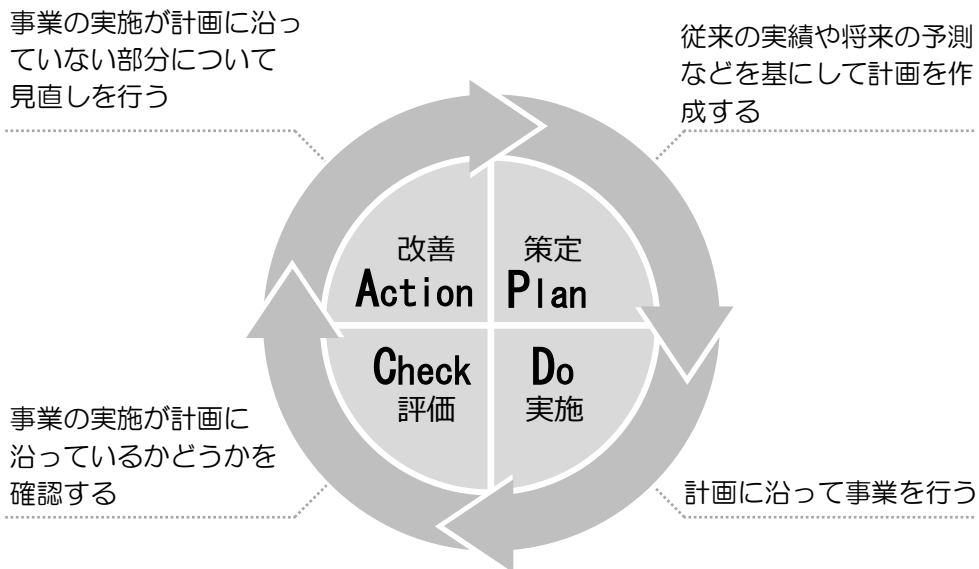
## 2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況について継続的に検証を行います。検証にあたっては、必要な施策の見直しを講じるとともに、次期計画の策定における改善に反映します。

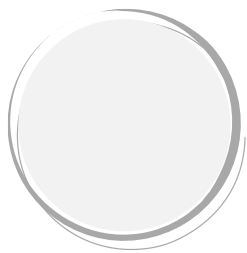
評価においては、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための評価方法や指標等を検討します。

また、計画内容の見直しにあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。

PDCAサイクルのイメージ







**資料**



## 1 策定経過

日時	内容
令和2年2月～11月	区長ヒアリング
令和2年12月1日～ 令和3年1月12日	野木町の地域福祉を推進するための町民意識調査 (1) 調査対象：野木町在住の20歳以上の町民 (2) 標本数：2,000人 (3) 抽出方法：住民基本台帳により、居住地区・年代・性別を考慮した無作為抽出 (4) 調査方法：郵送配付・郵送回収 (5) 有効回収数：837人（有効回収率：41.9%）
令和3年8月23日	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（第1回） <書面開催> (1) 第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について (2) 町民アンケート調査の結果について
令和3年11月30日	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（第2回） (1) 第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について (2) 今後のスケジュールについて
令和4年1月13日～ 令和4年2月14日	パブリックコメントの実施
令和4年3月15日	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（第3回） <書面開催> 令和4年1月27日～2月14日において、計画（案）に対する意見聴取

## 2 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成27年3月30日告示第45号

野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱を次のように定め、平成27年4月1日から適用する。

野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱  
(設置)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる職にある者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各関係団体の代表者。
- (2) 社会福祉関係者並びに関係行政機関の代表。
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱された日から計画策定終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

**第7条** 委員長は、第2条に規定する所掌事務の事項について、その結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 3 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

団体名	氏名	備考
野木町区長会代表	下坂 孝	委員長
野木町老人クラブ連合会代表	鈴木 隆守	
野木町民生委員児童委員協議会代表	三木 ひとみ	
野木町母子保健推進員協議会代表	佐々木 時子	
野木町赤十字奉仕団代表	真瀬 清子	
野木町社会福祉ボランティア連絡協議会代表	田畑 義明	副委員長
野木町自立支援協議会代表	石橋 須見江	
野木町幼保小連絡協議会代表 (いちご保育園)	石木 祐子	
野木町医師会代表 (在宅医療)	山路 義生	
社会福祉法人 延寿会代表 (介護施設)	板橋 昭二	
訪問看護ステーション代表 (たんぽぽ)	鮎澤 みどり	
野木町商工会代表	小島 三利	
野木町校長会代表 (友沼小学校)	神原 千里	
野木町包括支援センター代表	伏木 敦子	
一般公募	板橋 宏	

#### アドバイザー

団体名	氏名	備考
NPO法人 風の詩代表	永島 徹	

## 4 用語解説

### <あ行>

#### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

### <か行>

#### 共生社会

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支えあい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。

#### 協働

町民や行政、社協等が地域をより良くするために、それぞれの役割と責務に基づいてお互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けて対等な立場で協力し合ってまちづくりを進めること。

#### 権利擁護

認知症、知的障がい及び精神障がい等により、判断能力が低下した人でも適切な自己決定や選択ができるようにするとともに、福祉サービスを利用しようとする人が安心してサービスを受けられるようにすること。

#### 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

### <さ行>

#### 災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

#### 参画

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること。

#### 自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

## 生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

## 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を保護する制度であり、成年後見人による生活、身上保護や財産の管理など、その諸権利を守り、社会的に支援する制度のこと。

## <た行>

### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

### 地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるようにするしくみのこと。

### 地域包括支援センター

高齢者への総合的な相談の窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、必要な介護サービスや保健福祉サービス、日常生活支援などの業務を行う機関のこと。

## D V

ドメスティック・バイオレンスの略称。親しい間柄の異性（配偶者・恋人・事実婚を含む）から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

## ＜な行＞

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

### 認知症ケアパス

認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるのかをとりまとめたもの。

### 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターのこと。

## ＜は行＞

### ハザードマップ

将来危険が予想される自然災害について、発生しやすい自然災害の種類、範囲や危険度などを一定の基準で評価して示した地図。

### 8050問題

子どものひきこもりが長期化することなどで、80歳代の親と50歳代の無職の子どもが同居したまま高齢化し、経済的に困窮・孤立する社会問題。

### バリアフリー

障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

### ひきこもり

長期間にわたって家庭内に引きこもり、社会的な活動に参加できない状態のこと。

### 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

### ボランティア

自発的、主体的に社会貢献活動を行う個人のこと。

### ボランティアセンター

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした機関のこと。



<ま行>

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。

<や行>

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと。

要約筆記

聴覚に障がいのある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出すなどし、文字で情報を伝えること。



---

第2期  
野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：令和4年3月

編集：野木町役場（町民生活部 健康福祉課 社会福祉係）

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

TEL 0280-57-4172

URL <http://www.town.nogi.lg.jp>

社会福祉法人 野木町社会福祉協議会

〒329-0101 栃木県下都賀郡野木町大字友沼 5840-7

TEL 0280-57-3100

URL <http://www.nogi-shakyo.or.jp>

---





